

第2期

さくほまち 子ども・子育て 支援事業計画

〈令和2年度～令和6年度〉

令和2年3月
佐久穂町

あ い さ つ

わが国では、子育てしやすい社会の構築をめざして平成 27 年 4 月に「子ども・子育て関連3法」が施行されました。これは結婚、妊娠、出産、子育てがかなわない等の現状による急速な少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化による子育てに対する孤立感や負担感の増加など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、新しい支え合いの仕組みの構築が喫緊の課題となっていたからです。

しかしながら、日本の出生数は 2016 年に初めて 100 万人を下回り、その僅か 3 年後の 2019 年には 86 万 4 千人と 90 万人を大きく下回りました。人口減少社会と声高に叫ばれ 10 余年が経ちます。しかしこのように急激に人口が減少する国は、世界でも類がないそうです。今、私たちは極めて特異な国に生きていることとなります。人口減少にまつわる日々の変化は目には見えづらく、影響を感じにくいゆえに「静かなる有事」ともいわれています。

日本が児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）に批准して 25 年が経ちます。同じ批准国である北欧デンマークの育児パンフレットには「あなたの子どもは、あなたの子どもではありません」と書いてあります。子どもは保護者の所有物ではなく、地域みんなで育てるものという考えだそうです。

さて、町では平成 27 年 3 月に「さくほまち子ども・子育て支援計画」を策定し、計画に沿い様々な子育て支援施策に取り組んで参りました。しかしながら、子どもや子育てを取り巻く環境は依然厳しく、あらたな子育てニーズに対応するため「第2期さくほまち子ども・子育て支援事業計画」をここに策定しました。

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。子どもの健やかな成長が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みとして、妊娠期からの切れ目のない支援、地域の個性と魅力・コミュニティー力を活かした社会全体での子育て支援、小中一貫教育と保小中連携・接続による支援など「子どもが笑顔でキラキラ輝くまち みんなでつくろう育てよう」を基本理念とし、実効性のある取組を推進してまいります。

おわりに、第2期計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました住民の皆様、子ども・子育て審議会をはじめとする関係機関の方々に心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

佐久穂町長 佐々木 勝

目次

第1章	計画のあらまし	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	策定の流れや計画の期間	3
第2章	子ども・子育てを取り巻く町の現状	4
1	人口・世帯数の動向	4
(1)	人口・世帯の動向	4
(2)	年齢別人口構成	5
(3)	自然動態（出生・死亡）	6
(4)	出生率の推移	7
(5)	社会動態（転入・転出）	8
(6)	婚姻・離婚	9
(7)	就業状況	10
2	子ども・子育てに関する施策の状況	11
(1)	保育園（認可保育所）の状況	11
(2)	小学校・中学校の状況	12
(3)	学童クラブの状況	13
(4)	母子保健事業等の状況	14
(5)	相談事業の状況	15
3	子ども・子育てアンケート調査の実施概要	16
(1)	子ども・子育てアンケート調査の実施概要	16
第3章	計画の基本理念と基本目標	17
1	計画の基本理念	17
2	計画の基本目標	18
(1)	地域における子育てへの支援	18
(2)	すべての親子の健やかな成長への支援	18
(3)	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	18
(4)	子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保	19
(5)	職業生活と家庭生活との両立の推進	19
(6)	配慮を必要とする児童・家庭への支援の充実	19
3	計画の体系	20

基本目標① 地域における子育てへの支援	21
1 子育て支援サービスの充実	21
2 子育て支援ネットワークづくり	22
3 保育園サービスの充実	22
4 児童の健全育成	23
5 世代間交流	25
6 子育て世代の学習機会の充実	26
基本目標② すべての親子の健やかな成長への支援	27
1 子どもや母親の健康の確保	27
2 食育の推進	28
3 小児医療の確保	28
基本目標③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	29
1 次代の親の育成	29
2 学校の教育環境等の整備	30
3 家庭や地域の教育力の向上	31
4 有害環境対策の推進	31
基本目標④ 子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保	32
1 居住環境の整備	32
2 安全な道路交通環境等の整備	32
3 安全・安心のまちづくり	33
4 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	34
基本目標⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進	35
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	35
2 仕事と子育ての両立の推進	35
3 働く場づくり	36
4 経済的支援策の充実	36
基本目標⑥ 配慮を必要とする児童・家庭への支援の充実	38
1 児童虐待防止対策の推進	38
2 障がい児施策の充実	38
3 ひとり親家庭の自立支援の推進	39

第5章

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の 量の見込み等

1	教育・保育提供区域と児童人口推計	40
	(1) 教育・保育提供区域の設定	40
	(2) 児童人口推計	40
2	教育・保育の量の見込みと確保方策等	41
	(1) 対象事業	41
	(2) 量の見込みと確保方策等	42
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等	44
	(1) 対象事業	44
	(2) 量の見込みと確保方策等	45

第6章

計画の推進に向けて

1	協働による推進	51
2	子育て支援施策の周知方法	51
3	計画の進捗状況の把握	51

<資料編>

1	子ども・子育てアンケート調査の結果概要	52
2	策定の経緯	60
3	佐久穂町子ども・子育て審議会条例	61
4	佐久穂町子ども・子育て審議会委員	63

1 策定の趣旨

本町ではこれまで、子どもや子育てに関する支援を様々な形で進めてきました。

児童福祉や教育の視点、次世代育成といった多様なテーマのもとで取り組んできた中で、平成24年には「子ども・子育て支援法」(以下「法」という。)が制定され、法に基づき策定した「さくほまち 子ども・子育て支援計画」(以下「第1期計画」という。)が平成27年度からスタートしました。

第1期計画では、保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや学童保育といった、様々な子ども・子育て支援のあり方について見直し、関連する提供体制の確保に努めてきました。

少子化や核家族化の進展、共働き世帯の増加などを背景として、家庭や地域における子育てや支援の力を確保していくことは、今後も本町にとって重要なテーマであり、第1期計画における実情も踏まえながら、新たに、「第2期さくほまち 子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という。)を策定するものです。

2

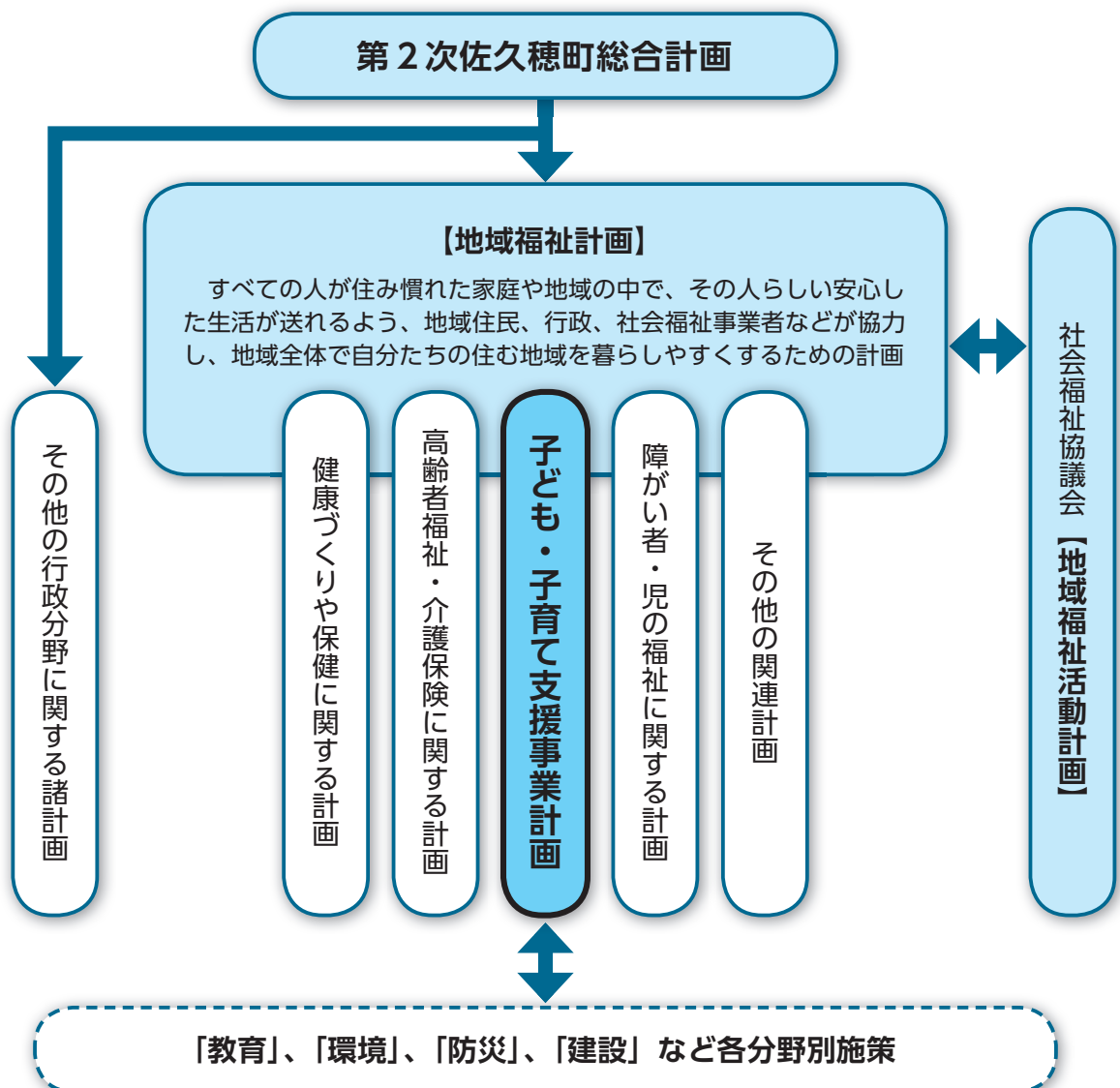
計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、本町のすべての子どもの良質な成育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、この計画は、「自律し多様なコミュニティが人々の暮らしを支え、挑戦や行動を支援するまち」を将来像とする「第2次佐久穂町総合計画」（平成28年12月策定）を最上位計画とするとともに、地域福祉計画の中においても位置づけられ、福祉分野をはじめとする各種関連計画とも整合性を持ったものとして定めています。

また、計画の実施にあたっては、行政のみならず、家庭や地域、保育所、学校、企業、団体等が、次代を担う子どもや育成する家庭を社会全体で支援する視点に立ち、一体的な施策の推進を図るものです。

◆ 計画の位置づけ



3 策定の流れや計画の期間

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、住民の意向を反映した計画とするため、ニーズ調査を実施しています。その結果をもとに、これまで進められてきた第1期計画における実績等も踏まえ、佐久穂町子ども・子育て審議会における多様な観点からのご審議を経て、策定されています。

また、本計画は5年を一期として策定するものとされており、平成27年度から31（令和元）年度までの第1期を経て、今回は第2期（令和2年度から6年度まで）を計画期間とするものです。

今後も、毎年度の実施状況等を把握しつつ、社会情勢の変化等についても勘案しながら検証見直しを進め、本町が目指す子ども子育て目標を達成することを目指します。

なお、本計画は、子どもや子育てを取り巻く多様な環境づくりを進めるという視点から、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）」としての性格も有するものです。

◆ 計画の期間

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【第1期計画】	→									
子ども・子育てアンケート				●						
第2期計画策定					●					
【第2期計画】						→				

第2章

子ども・子育てを取り巻く町の現状

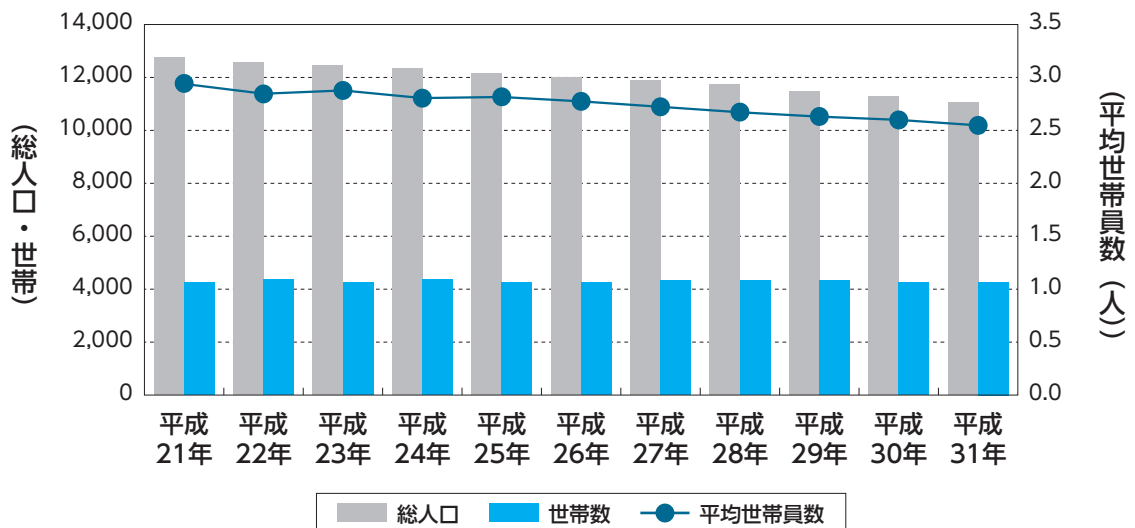
1 人口・世帯数の動向

(1) 人口・世帯の動向

平成31年4月1日現在、本町の総人口は11,076人、世帯数は4,333世帯で、1世帯あたりの人員は2.56人となっています。経年の推移では、総人口は減少、世帯数はほぼ横ばいで、世帯当たりの人員は緩やかな減少傾向となっています。

本町においても、全国的な傾向と同様、人口減少と核家族化が進んでいる状況にあります。

◆ 人口・世帯の動向



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	12,779	12,592	12,463	12,387	12,188	12,029	11,917	11,748	11,498	11,283	11,076
世帯数	4,340	4,422	4,328	4,401	4,324	4,331	4,373	4,379	4,355	4,331	4,333
平均世帯員数	2.94	2.85	2.88	2.81	2.82	2.78	2.73	2.68	2.64	2.61	2.56

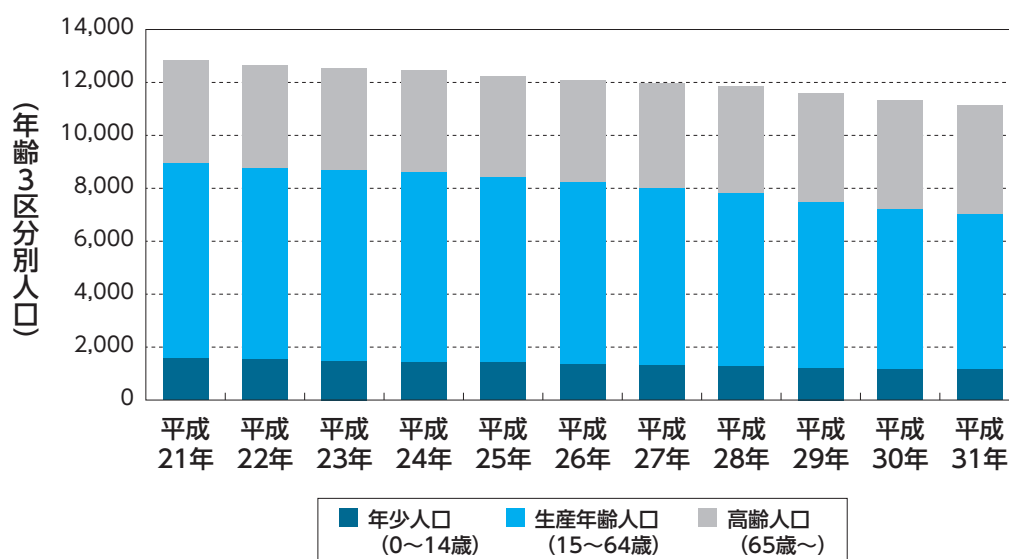
(資料：住民基本台帳 (各年度4月1日現在))

(2) 年齢別人口構成

年齢別3区分における人口の構成や推移動向を見ると、平成21年に年少人口（15歳未満）が1,567人（12.3%）だったのに対し、平成31年には1,131人（10.2%）となっており、実数・構成比ともに減少傾向が続いています。一方、高齢者人口（65歳以上）については、平成21年3,891人（30.4%）が平成31年は4,061人（36.7%）と、増加基調での推移となっています。

少子高齢化が本町においても進展している状況となっています。

◆ 年齢別人口構成



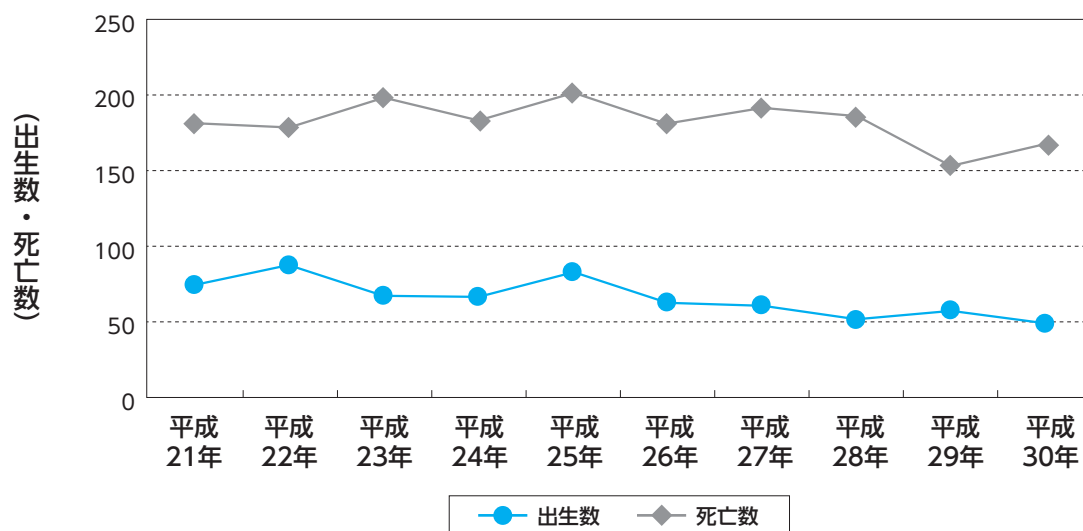
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
実数	年少人口 (0-14歳)	1,567	1,502	1,441	1,390	1,348	1,305	1,277	1,243	1,199	1,173	1,131
	生産年齢人口 (15-64歳)	7,321	7,203	7,175	7,175	7,022	6,861	6,683	6,501	6,275	6,032	5,884
	高齢者人口 (65歳以上)	3,891	3,887	3,847	3,822	3,818	3,863	3,957	4,004	4,024	4,078	4,061
構成比	年少人口 (0-14歳)	12.3%	11.9%	11.6%	11.2%	11.1%	10.8%	10.7%	10.6%	10.4%	10.4%	10.2%
	生産年齢人口 (15-64歳)	57.3%	57.2%	57.6%	57.9%	57.6%	57.0%	56.1%	55.3%	54.6%	53.5%	53.1%
	高齢者人口 (65歳以上)	30.4%	30.9%	30.9%	30.9%	31.3%	32.1%	33.2%	34.1%	35.0%	36.1%	36.7%

(資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）)

(3) 自然動態（出生・死亡）

本町の出生数は増減を繰り返しつつ、やや減少傾向での推移となっています。一方、死亡数は150～200人程度での推移となっています。出生・死亡による自然動態としてみると、年間で100人前後の自然減が続いている状態となっています。

◆ 自然動態



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	74	88	67	66	83	63	61	51	57	48
死亡数	181	179	198	183	202	181	191	186	153	167
自然増減	-107	-91	-131	-117	-119	-118	-130	-135	-96	-119

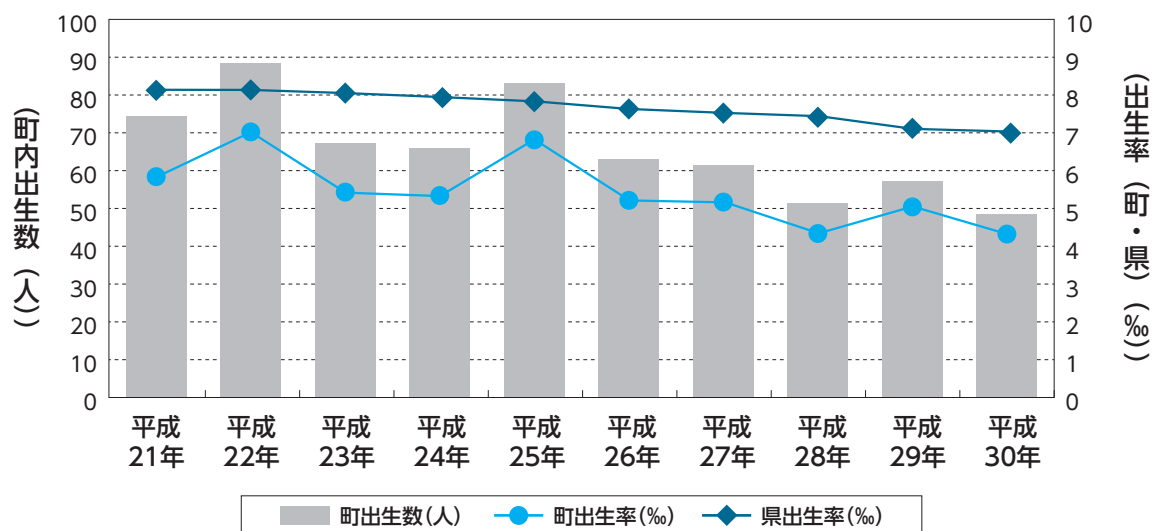
(資料：住民基本台帳)

(4) 出生率の推移

本町の出生率（人口千人対比、単位‰（パーミル））は、平成21年には5.8‰、平成30年には4.3‰となっています。増減を経ながら、緩やかに減少する傾向にあります。

また、県の出生率と比較すると、低い比率での推移が続いています。

◆ 出生率の推移



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
町出生数(人)	74	88	67	66	83	63	61	51	57	48
町出生率(‰)	5.8	7.0	5.4	5.3	6.8	5.2	5.1	4.3	5.0	4.3
県出生率(‰)	8.1	8.1	8.0	7.9	7.8	7.6	7.5	7.4	7.1	7.0

(資料：住民基本台帳)

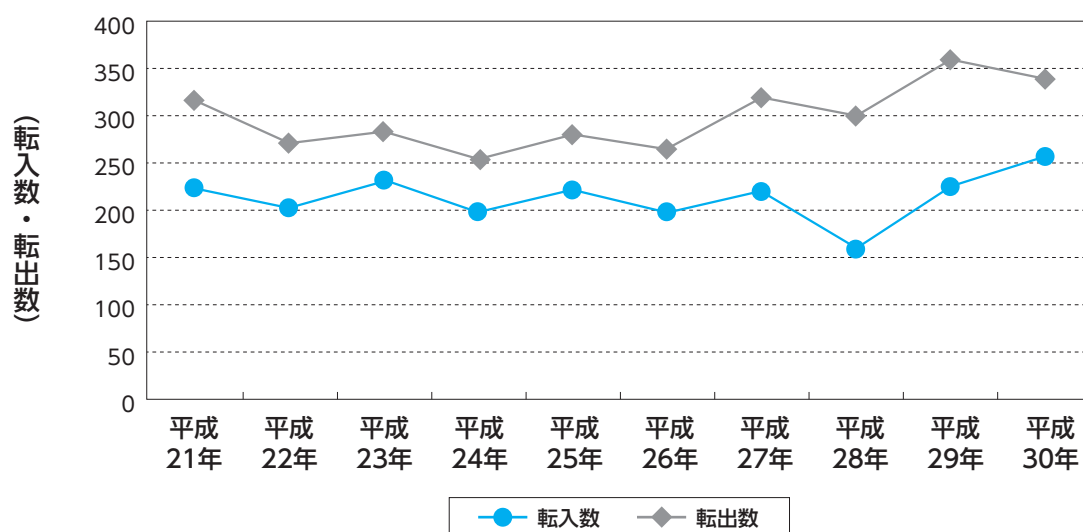
(5) 社会動態（転入・転出）

本町への転入者は 200 人台前後での推移が続いてきましたが、平成 30 年には 255 人と、近年では比較的多い転入者数となっています。

一方、転出者については、平成 30 年には 337 人となっており、近年は増減を経ながら、やや増加する傾向にあります。

転入・転出による社会動態としてみると、年間で 100 人前後の人口減少が続いていることとなります。

◆ 社会動態



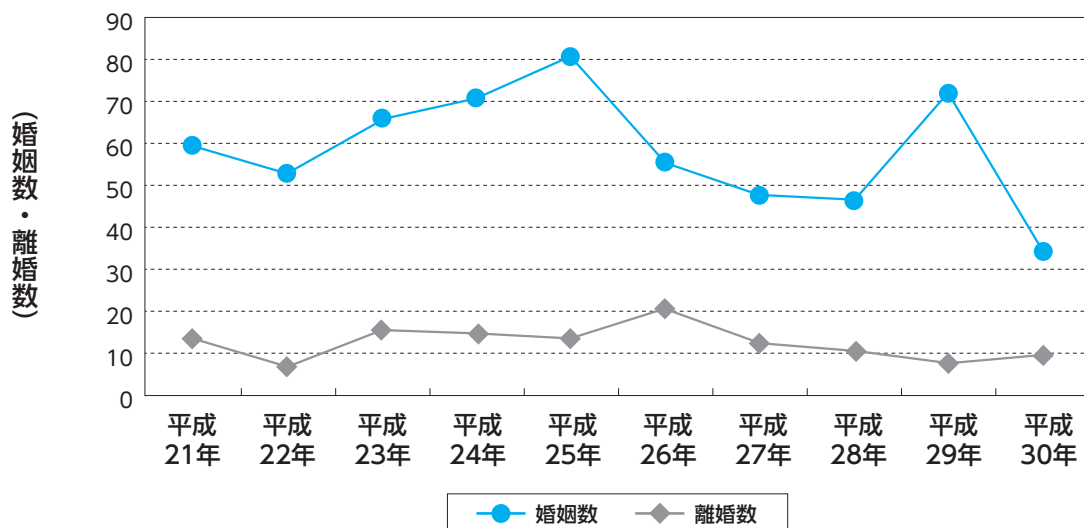
	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
転入数	222	201	230	197	220	197	218	159	223	255
転出数	314	270	282	252	279	263	317	298	358	337
社会増減	-92	-69	-52	-55	-59	-66	-99	-139	-135	-82

(資料：住民基本台帳)

(6) 婚姻・離婚

婚姻・離婚ともに、増減を経ながら、婚姻は40～80件台程度、離婚は10件前後程度での推移が続いています。

◆ 婚姻・離婚



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
婚姻数	60	53	66	71	81	56	48	47	72	35
離婚数	14	7	16	15	14	21	13	11	8	10

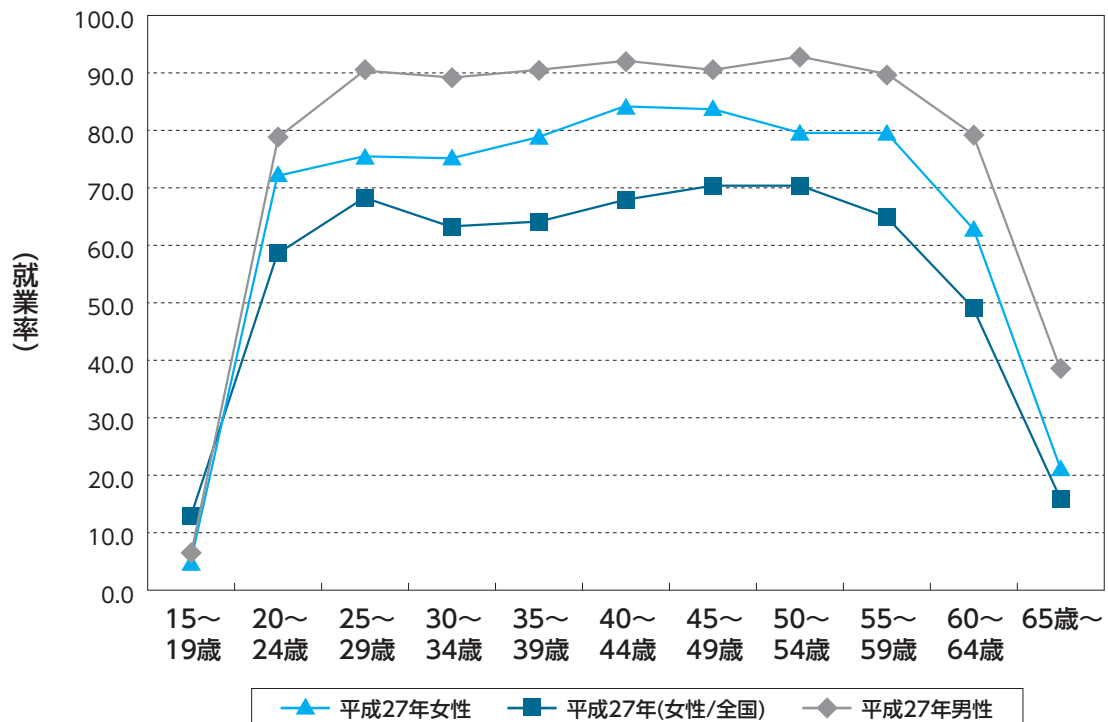
(資料：住民基本台帳)

(7) 就業状況

本町の性別年齢別就業率は、男性が多く歳の年齢区分において90%前後の就業率となっているのに対し、女性においては、出産・育児期にあたる20～34歳での落ち込みや、各年齢区分を通じ、男性より低い就業率にとどまっています。

また、平成27年における本町女性の就業率を全国平均値と比較すると、高い就業率となっており、女性の就業が比較的進んでいる状況であるとも考えられます。

◆ 就業状況



		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成17年	女性	9.8	74.3	73.3	67.8	73.8	77.8	83.4	80.3	77.0	46.1	19.0
平成22年		8.9	65.7	71.6	67.8	77.3	80.0	81.0	83.5	72.0	58.1	17.2
平成27年		4.8	72.2	75.4	75.2	78.8	84.2	83.7	79.5	79.7	62.9	21.1
平成27年	女性/全国	12.9	58.6	68.2	63.3	64.1	67.9	70.3	70.3	65.0	49.1	15.9
平成27年	男性	6.4	78.9	90.5	89.2	90.3	91.9	90.5	92.8	89.6	79.1	38.5

(資料：国勢調査)

2 子ども・子育てに関する施策の状況

(1) 保育園（認可保育所）の状況

本町の認可保育所は、栄保育園・海瀬保育園・八千穂保育園の3箇所になります。定員は420人となっています。

延長保育・一時保育・障がい児保育は3園で、希望登園（土曜日等の保育）は栄保育園で実施しています。

◆ 認可保育所数、入所者数、定員

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認可保育所数(箇所)	3	3	3	3	3
入所者数(人)	259	286	251	256	246
定員(人)	420	420	420	420	420

(資料：保育園係（各年度4月1日現在）)

◆ 通常保育以外の保育

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
乳児保育 ^{※1} (人)	0	2	0	3	4
障がい児保育 ^{※2} (人)	9	15	8	7	5
延長保育 ^{※3} (人)	144	160	130	152	
保育標準時間(人)	49	54	29	37	
保育短時間(人)	95	106	101	115	
一時保育 ^{※4} (人)	145	89	68	108	
希望登園 ^{※5} (人)	1,123	1,057	1,158	1,192	

(資料：保育園係)

※1 満1歳未満の児童に対して行う保育。(各年度4月1日現在)

※2 各年度4月1日現在

※3 保育標準時間の延長保育時間・・・18時30分から19時まで。(年間実人数)

保育短時間の延長保育時間・・・7時30分から8時までと、16時から19時まで。(年間実人数)

※4 保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭などや育児に伴うストレス解消のリフレッシュのために一時的に行う保育。(年間延べ人数)

※5 土曜日・お盆・年度末等に保育希望者に対して行う保育。(年間延べ人数)

(2) 小学校・中学校の状況

本町の小学校は、平成24年度に佐久東小学校が佐久中央小学校に統合となり、平成26年度までは佐久中央小学校・佐久西小学校・八千穂小学校の3校となっていたが、3校が統合し、佐久穂小学校が平成27年度から開校しています。

また中学校についても平成27年度から、佐久中学校・八千穂中学校の2校が統合し、佐久穂中学校が開校し、佐久穂小学校とともに施設一体型の小中一貫校となっています。

◆ 小学校数・児童数等の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学校数(箇所)		1	1	1	1	1
児童数	1年生(人)	90	79	92	70	83
	2年生(人)	87	89	80	93	68
	3年生(人)	86	90	89	80	92
	4年生(人)	77	86	91	94	81
	5年生(人)	70	78	85	91	93
	6年生(人)	107	70	77	82	89
	特別支援学級(人)	16	14	18	21	23
総児童数(人)		517	492	514	510	506
教職員数(人)		43	43	44	47	42

(資料：学校教育係(各年度5月1日現在))

◆ 中学校数・生徒数等の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
中学校数(箇所)		1	1	1	1	1
生徒数	1年生(人)	89	104	69	79	82
	2年生(人)	90	89	103	69	79
	3年生(人)	112	91	89	102	70
	特別支援学級(人)	13	14	14	15	15
総生徒数(人)		291	284	261	250	231
教職員数(人)		38	38	36	36	37

(資料：学校教育係(各年度5月1日現在))

(3) 学童クラブの状況

本町の学童クラブは、平成24年度に東学童クラブ（佐久東小学校区）が中央学童クラブ（佐久中央小学校区）と統合し、西学童クラブ（佐久西小学校区）、学童しらかば広場（八千穂小学校区）の3クラブで運営していましたが、小学校の統合に伴い平成27年度からは佐久穂クラブと、しらかばクラブの2クラブで運営しています。

平成31年度の登録児童数は200人となっています。

◆ 学童クラブ登録児童数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
佐久穂クラブ(人)	105	90	142	151	163
しらかばクラブ(人)	71	51	46	47	37
計	176	141	188	198	200

(資料：子育て支援係（各年度4月1日現在）)

(4) 母子保健事業等の状況

母親が安心して出産し、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産から子育てに関する様々なサービスを実施しています。

母子健康手帳は、妊娠の届出のあった人に交付するもので、妊娠・出産・育児に関する親子の健康状態を一貫して記録し、心と体の成長や健康管理に役立てることを目的としています。

妊婦健康診査は、妊娠中の母体の健康状態を診査するもので、補助券を交付し、その費用の助成を行っています。

親子の健康づくりや交流の場づくりなどを目的とした主な事業では、子育てランド、あそびの広場、ママのクッキング教室などを実施しています。

◆ 子育てランド（0歳の乳児）参加者の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
参加者数(人)	398	414	447	274	250
回数(回/年)	15	15	15	12	11

(資料：健康管理事業年報)

◆ あそびの広場（1歳以上の幼児）参加者の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
参加者数(人)	702	428	375	407	400
回数(回/年)	16	13	14	11	11

(資料：健康管理事業年報)

◆ ママのクッキング教室参加者の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
参加者数(人)	52	35	32	30	30
回数(回/年)	5	5	5	5	4

(資料：健康管理事業年報)

(5) 相談事業の状況

子育てにおける悩みや、保健・福祉に関する各種相談に応じています。

◆ 相談事業の状況

事業名	主な実施場所	相談事業の構成員
7・8か月相談 (平成31年度～乳児健診と統合)	こどもセンター	保健師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士
お誕生相談	こどもセンター	保健師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士
2歳児相談	こどもセンター	保健師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士・保育士
保育相談	町内3保育園	保育士
オンリーワン支援事業	町内3保育園	東信教育事務所（特別支援教育推進員） 小諸養護学校（教育相談専任） さく発達相談支援センター（療育コーディネーター） 保健師・保育士・精神保健福祉士
園庭開放 子育て相談ホットタイム	海瀬保育園	保育士（園長）
こどもセンターでの子育て相談	こどもセンター	児童厚生員等（教員・保育士・社会福祉士等の有資格者）
育児・健康相談	こどもセンター	保健師・看護師・管理栄養士
助産師相談	こどもセンター	助産師・保健師
栄養相談	こどもセンター	保健師・看護師・管理栄養士
妊婦個別栄養相談	こどもセンター	保健師・看護師・管理栄養士
こころ育ち相談	保育園等	臨床心理士・保健師・必要に応じて保育士
教育相談	小学校 中学校	学級担任・養護教諭・心の教室相談員・ スクールカウンセラー

3

子ども・子育てアンケート調査の実施概要

(1) 子ども・子育てアンケート調査の実施概要

計画の見直しや、新たな計画の策定に必要な情報を得るとともに、住民ニーズを把握し、本町における今後の子ども・子育て支援の課題を整理することを目的として、アンケート調査を実施しています。

◆ アンケート調査の実施概要

調査区分	実施概要
就学前乳幼児	調査対象：就学前の乳幼児の保護者 調査方法：郵送により配布、回収 調査期間：平成30年12月 配布票数：313票 回収票数：161票 回収率：51.4%
小学生	調査対象：小学生の保護者 調査方法：小学校を通じて配布、回収 調査期間：平成30年12月 配布票数：367票 回収票数：249票 回収率：67.8%

※アンケート調査の結果概要は巻末の＜資料編＞に掲載。

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、これまでの第1期計画を踏まえ、町を挙げて子育て支援の推進を図るものです。

家庭は教育の原点であり、「保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、地域で子どもを育てていくことのできる環境と子どもたちがいろいろな経験をしながら成長できる環境をつくり、子ども自身が郷土を愛し、人間性豊かな心を持ち、自らの将来に希望をもって成長できるよう支援していくことが重要です。

そのためには、家庭、保育所、学校、地域、企業、行政、関係団体などがそれぞれ役割を分担するとともに、共に連携し、子どもたちが成長できる環境を整備し、保護者をはじめ住民すべてが、自助、共助、公助そして協働しながら、子どもの権利を尊重し、愛情を持って接していくことが必要です。

子ども・子育て支援により、町の最重要課題でもある少子化対策を図り、併せて子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

◆ 基本理念

子どもが笑顔でキラキラ輝くまち
みんなでつくろう 育てよう

また、基本理念の実現に向けて、以下の6つの基本目標を設定します。

◆ 基本目標

- ① 地域における子育てへの支援
- ② すべての親子の健やかな成長への支援
- ③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④ 子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保
- ⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進
- ⑥ 配慮を必要とする児童・家庭への支援の充実

(1) 地域における子育てへの支援

- ・すべての子育て家庭を支援するために、関係機関・団体等が連携し、子育て家庭のさまざまな状況に応じて利用できる支援サービスの提供を図ります。
- ・子ども達の安全と自主性を尊重しながら、子ども達の居場所づくりや活動の促進を図ります。
- ・子どもの出産や育児に関わるさまざまな悩みを解消できるよう、情報提供や学習機会の充実、相談体制の強化を図るとともに子育て家庭同士や子育てを卒業した人たちなどとの交流や情報交換できる機会づくりを図ります。
- ・相談や情報提供など、多様な支援ニーズに一層効果的に対応するため、子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)を開設するなど、連携した支援の強化を図ります。

(2) すべての親子の健やかな成長への支援

- ・妊娠から出産・育児期は、心身の大きな変化に加え、ライフスタイルにも大きな変化をもたらす時期です。母子の健康をはじめ、子どもをとりまく家庭の健康を支える視点が必要です。安心して出産し、子育てに臨めるよう、妊娠期から出産にかかわる悩みや不安の解消に向けて支援します。
- ・子育てに喜びを感じられるよう子育ての不安や負担の軽減に努めます。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・子どもが心身ともに健康で、次代を担うバランスのとれた人間として成長するために、家庭、保育所、学校、地域、団体がそれぞれの役割を認識し、養護と教育が一体となって支援していきます。
- ・地域の教育資源などを掘り起こし活用することにより、様々な体験を通して子どもが自ら学び、考え、行動できる力を育成します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保

- ・子どもが健やかに育っていくためには、のびのびと活動ができ、子育て中の親や地域住民がストレスを感じない安全でゆとりある生活環境が必要です。誰もが安心して行動できるようインフラ整備に努めます。
- ・交通事故や犯罪から子どもを守るため、地域住民が子育てそのものや子育てをとりまく環境の変化などに関心を持ち、育み、支える意識を高める必要があります。また、子ども自らが、自分の身は自分で守ることができるよう、啓発活動や交通安全教室などを開催します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・子どもが安心して成長するためには、働きながら子育てできる社会環境を確立させることが重要です。そのため、父親や雇用者の子育てに対する意識改革、制度面を含めた職場環境の整備、母親の安定的な就労の場の確保など、仕事と家庭とを両立するための環境整備に努めます。
- ・子どもの医療費・学費などの経済的負担の軽減は多くの家庭で望まれていることから、各種制度の普及・啓発に努めます。
- ・幼児教育・保育の無償化が始まり、経済的支援策が進むなかで、子育てのための施設等利用給付について保護者が円滑に利用できるよう周知に努めます。

(6) 配慮を必要とする児童・家庭への支援の充実

- ・児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから大きな社会問題となっています。しつけと称した体罰によらない子育てについての周知・啓発など、児童虐待に関する活動に努めるとともに、関係機関との連携を密にし、児童虐待防止に向けての取り組みを推進します。
- ・疾病や障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関との連携の中で障がいをもつ子どもとその保護者に対して、療育などの必要な支援を行います。
- ・ひとり親家庭は年々増加傾向にあるため、自立に向けた支援体制を充実させ、生活の安定と子どもの健やかな成長に努めます。
- ・平成28年の児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であること、また実親による養育が困難であれば里親や特別養子縁組などで養育されるよう「家庭養育優先」の理念が規定されました。当町では県や民間機関との連携を通じ、こうした考え方に基づく支援に努めます。
- ・国際化の進展に伴い、海外から帰国する幼児や外国籍の幼児、国際結婚による幼児については、幼児が円滑に幼児教育・保育等を利用できるよう、保護者それぞれの立場に応じた支援に努めます。

3

計画の体系

基本理念に基づく、6つの基本目標（柱立て）、及び実施施策の項目については、次のような体系として位置づけられます。

基本理念	基本目標	実施施策
子どもが笑顔でキラキラ輝くまちみんなできらう育てよう	1. 地域における子育てへの支援	①子育て支援サービスの充実
		②子育て支援ネットワークづくり
		③保育園サービスの充実
		④児童の健全育成
		⑤世代間交流
		⑥子育て世代の学習機会の充実
	2. すべての親子の健やかな成長への支援	①子どもや母親の健康の確保
		②食育の推進
		③小児医療の確保
	3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	①次代の親の育成
		②学校の教育環境等の整備
		③家庭や地域の教育力の向上
		④有害環境対策の推進
	4. 子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保	①居住環境の整備
		②安全な道路交通環境等の整備
		③安全・安心のまちづくり
		④子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
		②仕事と子育ての両立の推進
		③働く場づくり
		④経済的支援策の充実
	6. 配慮を必要とする児童・家庭への支援の充実	①児童虐待防止対策の推進
		②障がい児施策の充実
		③ひとり親家庭の自立支援の推進

1 子育て支援サービスの充実

子育て家庭への支援を行う観点から、様々な子育てサービスの充実を図ります。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
1 (法定)	利用者支援事業	子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で相談に応じ、情報提供と助言、また関係機関との連絡調整を総合的に行います。本町では担当課を中心に利用者支援の充実に努めます。	子育て支援係
2 (法定)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	地域において子育てを手助けしてほしい人(依頼会員)と、子どもを預かるなどの育児を手伝いたい人(援助会員)との組織化を推進します。	子育て支援係 社会福祉協議会
3 (法定)	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	すべての出生児を対象として保健師が訪問し、乳児・産婦の観察や保健指導、育児相談を行います。併せて健診や予防接種のお知らせも行います。 また、特に養育支援が必要な家庭は再度訪問し育児や家事等の相談に応じます。	健康づくり係
4 (法定)	病児・病後児保育	病気や病後の1歳から就学前までの子どもを専用のスペースで保育士等が一時的に保育します。子育てと就労等の支援として実施していきます。	子育て支援係 千曲病院
5	子育て家庭優待事業	子育て家庭に「ながの子育て家庭優待パスポート」を配布し、店舗の割引や特典などのサービスを提供することにより、子育て家庭を地域社会全体で支える機運の醸成を図ります。	子育て支援係
6	児童発達支援事業(母子通園訓練事業)	心身の発達で気になる児童の子育て支援として、6町村共同で実施します。	福祉係 健康づくり係 子育て支援係
7 (法定)	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病などの理由で、養育が一時的に困難となった家庭の児童を、短期間お預かりすることで子育て家庭を支援します。	子育て支援係

番号	事業名	事業内容	担当係
8	子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の開設	母子保健事業と子育て支援事業を有機的に連携強化することで切れ目のない子育て支援体制の構築を目指します。	健康づくり係 子育て支援係

2 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育てサービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービスなどのネットワークの形成を促し、各種の子育て支援サービスが利用者に周知されるよう情報提供を行っていきます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
9	子育て支援ネットワークづくり	保健、保育、教育など関係機関とのネットワーク化を図ります。	子育て支援係
10	男女共同参画計画の策定	男性の家事・育児・介護への参加に関する事項など男女共同参画社会の形成に向けて、意識の高揚を図ります。	人権政策係
11	青少年育成協議会	青少年の健全育成に関わる団体で構成されている当協議会を通して、情報共有と情報発信に努めます。	子育て支援係

3 保育園サービスの充実

保育園におけるサービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態や意向を踏まえて、通常保育はもとより特別保育としてサービス提供の体制の整備に努めます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
12	乳幼児保育	就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、乳幼児保育を実施します。	保育園
13	障がい児保育	集団保育可能な障がい児を積極的に受入れ、保育サービスの充実に努めます。	保育園
14	オンリーワン支援事業	配慮を要する児童に対して個別に支援をしていきます。	保育園
15	広域入所	就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、広域入所を実施します。	保育園

番号	事業名	事業内容	担当係
16	希望登園	土曜日、お盆、年度末などの保育ニーズに対応するため、希望登園を実施します。	保育園
17	保育の質の向上	より質の高い保育を提供するため、保育士を対象とした研修会への参加機会を確保するとともに町独自の研修会を開催します。	保育園
18 (法定)	延長保育	就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、認定保育時間を超えた延長保育を実施します。	保育園
19 (法定)	一時保育	保護者の就労、傷病・入院、災害・事故、心理的・肉体的負担解消のための一時的な保育ニーズに対応するため、一時保育を実施します。	保育園

4 児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。このため、すべての子どもを対象として放課後や休日などに、地域の方々の協力を得ながら、様々な活動が展開されるよう努めていきます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
20 (法定)	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	日中、保護者が家庭にいない小学生を対象に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 佐久穂クラブについては、児童館と連携し運営していきます。	子育て支援係
21	放課後児童デイサービス事業	放課後や長期休業における療育の場、放課後等の居場所、またレスパイトケア等、障がいのある児童の学齢期における支援を展開します。	福祉係
22 (法定)	地域子育て支援拠点事業（児童館の運営）	児童館を開設し子育て家庭の支援や放課後をはじめとする児童の居場所の確保と、地域の人材、団体の協力による文化の伝承、体験の場を提供し健全育成の活動を展開します。	子育て支援係
23	生涯学習館学習スペースの提供	学習室を含めた貸し室により、快適な学習環境を提供します。	社会教育係
24	子ども公民館	子どもたちが人間性豊かに育つことと多彩な体験の場を提供することを目的に、各種同好会等の協力を得ながら、子ども公民館を開催します。	社会教育係
25	図書館の利用促進	地域に関する図書や雑誌などを取りそろえて、親しみやすい環境を提供します。	図書館

番号	事業名	事業内容	担当係
26	図書の貸出	保育園、小中学校、学童クラブ・こどもセンターへ図書館の蔵書をお貸しします。	図書館
27	地域における教育・文化の振興	学校などにおける子どもたちの文化活動や鑑賞の機会を充実させます。	学校教育係 社会教育係
28	スポーツ少年団	体力づくりと交流の促進、健全育成を目的にスポーツ少年団活動を展開します。	社会教育係
29	いじめ問題対策連絡協議会	いじめ問題の実態把握と根絶のための方策を検討します。	学校教育係
30	小中一貫教育	小中一貫教育をはじめとした佐久穂教育の推進により、中一ギャップの減少、地域を愛する子どもの育成に努めます。	学校教育係
31	心の教室相談員	町費で配置し、不登校および相談室登校等の児童・生徒並びに保護者の相談に応じます。	学校教育係
32	スクールカウンセラー	様々な悩みや不安を抱える児童・生徒支援のため「心の専門家」によるカウンセリングを実施します。	学校教育係
33	みどりの少年団	「緑を愛し」、「緑を守り」、「緑を育てる心を養う」ことを通じて、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう支援します。	林務係
34	さくほ森の子育成クラブ	町の森林、林業について、各学年の発達段階に応じた学習、体験を提供し後継者育成に努めます。	林務係 学校教育係
35	学校応援団	地域の方々に協力いただき、読書・安全パトロール・人材バンク・学習支援・福祉教育の部会毎に児童・生徒のために活動していただきます。	学校教育係 学校
36	出生祝品贈呈	木育として、佐久穂町産カラマツで製作したおもちゃを贈呈します。	林務係
37	花育	小学生とその保護者が、町の花卉や白樺を用いたフラワーアレンジメント等を体験することで、地元の特産品に関心を持つ機会とします。	社会教育係
38	ブックスタート	絵本を通して親子のふれあいや、図書への好奇心を育むことを目的として、4歳児を対象に絵本を贈呈します。	図書館

5 世代間交流

地域の社会資源を活用しながら、世代間の交流を進めることで子育て家庭の不安の軽減に役立たせます。地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
39 (法定)	地域子育て支援拠点事業（保育園での交流会）	保育園を拠点として、異世代交流（高齢者や未就園児との交流等）を行い、開かれた保育園を目指します。	保育園
40 (法定)	地域子育て支援拠点事業（園庭開放・保育相談）	保育園の園庭を開放し、保育園児、未就園児、保護者が自由に遊べる場を提供します。また、情報交換をしたり、子育ての悩みを相談したりできる場を提供することにより、地域の子育て家庭を支援します。	保育園
41 (法定)	地域子育て支援拠点事業（キッズランド）	主に入園前の乳幼児とその保護者へ憩いの場、交流の場を提供します。	健康づくり係
22 (法定)	地域子育て支援拠点事業（児童館の運営）【再掲】	【再掲】 22	子育て支援係
42 (法定)	地域子育て支援拠点事業（地域活動支援事業）	レクリエーションやボランティア活動を通じ、地域の子育て支援者・協力団体を支援し、地域に根ざした子育て支援活動を推進します。	子育て支援係

6 子育て世代の学習機会の充実

子育てに関する情報量は、インターネットの普及等により格段に増加しています。ホームページ等による学習情報の提供とともに、顔の見える学習機会を充実させていきます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
43 (法定)	地域子育て支援拠点事業（妊婦教室）	安心して妊娠・出産・育児ができるための生活習慣の見直しや、妊娠期におけるマイナートラブル等の相談を受けます。また、妊婦同士の相互交流を図ります。	健康づくり係
44 (法定)	地域子育て支援拠点事業（子育てランド）	1歳未満の乳児と保護者を対象とし、子育ての情報提供や、子どもへの向き合い方などを一緒に考えていきます。基本的な母子関係の構築を支援していきます。	健康づくり係
45 (法定)	地域子育て支援拠点事業（あそびの広場）	1歳以上の保育園未就園児と保護者を対象とし、季節の行事や親子の遊びを通じた、心豊かな人づくりを目的として教室を行います。教室の流れを統一し、視覚支援を導入していきます。	健康づくり係
46 (法定)	地域子育て支援拠点事業（ママのクッキング教室）	家族の健康と食生活を考える教室。バランスのとれた食事の組み立て方や、季節の素材について知り料理に活かしたり、郷土料理を学ぶ機会とします。	健康づくり係
47	離乳食教室	離乳食開始前の乳児の保護者を対象に、実際に調理をしながら離乳食について学ぶ機会とします。	健康づくり係

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問などの母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導などの充実が必要です。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
3 (法定)	乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	【再掲】 3	健康づくり係
43 (法定)	地域子育て支援拠点事業(妊婦教室)【再掲】	【再掲】 43	健康づくり係
48	乳幼児健診(3か月・7か月・9か月・1歳6か月・3歳)	乳幼児の心と体の成長・発達を保護者と共有し、保護者の抱えている問題解決に向け支援します。また、疾病の早期発見を図ります。	健康づくり係
49	乳幼児相談(1歳・2歳)	乳幼児の心と体の成長・発達を保護者と共有し、保護者の抱えている問題解決に向け支援します。また、疾病の早期発見を図ります。	健康づくり係
50	乳幼児予防接種	適切な時期に予防接種ができるように支援し、伝染病の恐れのある疾病の罹患予防および蔓延予防を図ります。	健康づくり係
51 (法定)	妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票を交付し健康診査を受診しやすくし、母体や胎児の健康確保と疾病の早期発見に努めます。	健康づくり係
52	助産師相談	妊娠から出産後の生活についてや、母乳・ミルクの相談を実施することで、子育てを支援します。	健康づくり係
53	妊婦歯科検診	子どもの虫歯は保護者から移ることもあるため、妊婦への歯科検診を推進し虫歯予防につなげます。	健康づくり係
54	妊婦栄養相談	妊娠期・授乳期の母子の個別栄養相談を管理栄養士が実施します。	健康づくり係
55	新生児聴覚検査	聴覚は子どもの発達に影響を及ぼすことがあるため新生児の聴覚検査を推進していきます。	健康づくり係
56	産婦健康診査	産後うつなどの早期発見や、子育てについての不安や悩みなどに対応するため産婦健康診査を推進していきます。	健康づくり係
57	産後ケア事業	産後1年6か月以内の母とその子どもの健康保持と産後の不安軽減を目的に、産後ケア事業を推進していきます。	健康づくり係

2 食育の推進

朝食欠食などの食習慣の乱れや思春期やせに見られるような、心と身体とのミスマッチによる健康問題が表出しています。食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、様々な分野が連携しつつ乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
58	食育推進計画	食育推進計画に基づき、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供に努めます。	健康づくり係
59	保育園給食における食育推進事業	食育推進計画に基づき保育園食育計画を作成し、栽培、収穫体験、調理実習や地域伝統行事等、高齢者等の交流とあわせて食育推進を行います。	保育園
60	学校給食における食育推進事業	児童生徒の発達段階を考慮し、教育活動全体を通じて食育を推進します。	学校教育係
45 (法定)	地域子育て支援拠点事業（あそびの広場）【再掲】	【再掲】 45	健康づくり係
46 (法定)	地域子育て支援拠点事業（ママのクッキング教室）【再掲】	【再掲】 46	健康づくり係
47	離乳食教室【再掲】	【再掲】 47	健康づくり係

3 小児医療の確保

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の確保に取り組むとともに関係機関との連携を図ります。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
61	小児医療体制の確保	町立千曲病院での小児科の維持に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。	千曲病院

1 次代の親の育成

思春期における性に関する健全な意識の涵養とあわせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを推進するとともに、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするための環境整備に努めます。

また、あわせて保護者や学校の先生をはじめとするすべての大人が、子どもの健やかな成長を見守り支援していく機運の増進に努めます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
62	児童・生徒及び保護者への情報提供	性問題遭遇時に、安心して相談できる機関について、児童・生徒に情報提供するとともに、保護者への周知・啓発に努めます。	学校教育係
63	性教育	小学生・中学生を対象として、大人に向かっていく体や気持ちの変化を受け入れ、責任ある人間として成長することを目的に実施します。	学校健康づくり係
64	赤ちゃん抱っこ体験	8年生を対象に赤ちゃんの育ちや育児についての体験学習をします。	学校健康づくり係
65	若年者の子育て意識の醸成	保健・福祉の体験学習など、若いうちから子育てに関する学習機会を提供していきます。	学校学校教育係

2 学校の教育環境等の整備

小学校・中学校において、次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を育めるよう、学力の向上や豊かな心・身体の育成などに重点を置き、教育環境などの整備に努めます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
66	学校の施設開放	スポーツ活動および青少年の健全育成の実践の場として、体育館・校庭を開放します。	学校教育係 社会教育係
67	児童・生徒の健康管理の充実	身体の成長に関わりの深い食事や運動について、保健指導や食育を通じて、健康の保持・増進に取り組みます。	学校 学校教育係
68	外国人英語講師派遣事業	小・中学校に外国人英語講師を配置し文化・教育活動を充実させます。	学校教育係
69	町費講師	佐久穂教育（小中一貫教育・英語教育・キャリア教育）を推進するため、町費で教職員を確保します。	学校教育係
70	フッ素洗口事業	虫歯予防の一環として、フッ素洗口を実施します。	学校 学校教育係
71	スキー・スケート教室	冬季の児童・生徒の体力維持と冬季スポーツの発展のためにスキー・スケート教室を実施します。	学校 学校教育係
72	認知症サポーター養成講座	小学生（5年生）、中学生（8年生）を対象に認知症に対する正しい知識を普及し、認知症の人や家族を地域全体で見守れる社会の実現のため認知症サポーター養成講座を開催します。	高齢者係
73	学校図書館司書補配置事業	学校における読書活動の推進を図るため、小・中学校に司書または司書補を配置します。	学校教育係

3 家庭や地域の教育力の向上

地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭・学校・地域がそれぞれの役割・責任を認識し、連携・協力することで、地域の教育力向上を目指していきます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
74	奥村土牛記念美術館	奥村土牛画伯から寄贈された作品を保管・展示し、地域の文化活動の発展に努めます。	美術館係
75	宮田三郎木版画	木版画家の宮田三郎氏から寄贈された2,500点以上の木版画を保管・展示し、地域の文化活動の発展に努めます。	社会教育係
72	認知症サポーター養成講座【再掲】	【再掲】72	高齢者係

4 有害環境対策の推進

携帯電話やインターネット等は、利便性が高い反面、利用の仕方いかんでは犯罪やトラブルに巻き込まれる可能性があります。家庭・学校・地域がその利便性と有害性を理解し、それぞれが連携・協力し、子どもを取り巻く有害環境に対策を講じるよう努めます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
76	情報リテラシー	インターネットや携帯電話などの正しい活用方法についての講演会などを通じて情報リテラシーが身につくよう努めます。	子育て支援係 学校教育係

1 居住環境の整備

子育て家庭が安心して子育てのできる住宅（町営住宅等）空間を整備します。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
77	若者定住促進住宅	若者の定住のきっかけとなるよう、適切な設備の整備と家賃を設定し住宅を賃貸します。	管財係
78	町営住宅	適切な設備の整備を行い、町営住宅については所得に応じた家賃を設定することで、若者定住を促進します。	管財係

2 安全な道路交通環境等の整備

すべての人が安心して活動できるよう通学路の安全対策に取り組みます。また道路や公共施設などにおける段差の解消をはじめとするバリアフリー化を推進します。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
79	除雪融雪対策事業	降雪や凍結の際に、除雪や融雪剤の散布を行い円滑な交通の確保を行います。	管理係
80	歩道等の段差解消	歩道等の段差を解消し、安全な道路環境の整備を進めます。	管理係
81	ガードレール・ガードパイプ等の設置	通学路などにおける落下防止対策として、ガードレールやガードパイプの設置を進めます。	管理係

3 安全・安心のまちづくり

子どもを犯罪などの被害から守るため、犯罪などに関する情報の提供や、関係機関・団体との情報交換・情報共有を推進していきます。また、学校付近や通学路などにおいてPTAや学校応援団（安全パトロール）、安心の家など地域ボランティアなどとの連携により安全対策を推進するとともに、それらの活動に対して必要な支援を行っていきます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
82	街路灯の整備	防犯灯を兼ねた街路灯の整備を進め、夜間の犯罪発生の抑止を目指します。 また、高速道路の開通に合わせて防犯カメラが幹線道路や通学路に設置されていることを周知することにより犯罪の発生の抑止に努めます。	管財係
83	民生児童委員・主任児童委員活動の充実	地域に密着した活動を通じて子どもや子育て家庭を支援します。	福祉係
84	青色回転灯防犯パトロール	町公用車に青色回転灯を装着し防犯パトロールを実施することで、子どもたちの安全確保に努めます。	庶務係
85	学校応援団安全パトロール	主に小・中学校の登下校時に、交通安全と不審者から子どもたちを守る活動を地域の協力を得ながら推進します。	学校教育係
86	安心の家	防犯対策として安心の家事業を地域の支援を得ながら推進します。	小学校 学校教育係
87	防犯協会への助成	防犯活動の中核を担う防犯協会の活動に対し、活動費用の一部を助成します。	庶務係

4 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、学校、学童クラブ、交通安全協会、地域ボランティア等との連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策を推進していきます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
88	交通安全教室の開催	保育園や小・中学校において交通安全教室を開催し、交通事故の防止に努めます。	学校・保育園 学校教育係 庶務係
89	交通安全協会への助成	交通安全活動の中核を担う交通安全協会の活動に対し、活動費用の一部を助成します。	庶務係
90	スクールバスの運行	スクールバスを運行することにより、小・中学生の遠距離通学を支援するとともに、交通安全や防犯の一環とします。	学校教育係
85	学校応援団 安全パトロール【再掲】	【再掲】 85	学校教育係

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

誰もがやりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たす一方で、子育てや自己啓発等の時間を持てる、健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の調和の実現を希求していく必要があります。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
91	一般事業主行動計画 および特定事業主行動計画策定の啓発	一般事業主行動計画および特定事業主行動計画策定の啓発を行います。	商工観光係 庶務係
92	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進について、具体的な取り組み方法などの普及・啓発に取り組みます。	商工観光係
93	人権啓発イベント	様々な差別や偏見に気づき、人権問題に対する理解を深め、人権尊重の精神を身につけることで、あらゆる差別を許さない人権意識の高揚を図ります。	人権政策係 社会教育係

2 仕事と子育ての両立の推進

仕事をしながら子育てができるような社会を目指し、関係機関・団体と連携しながら体制を整備します。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
18 (法定)	延長保育【再掲】	【再掲】 18	保育園
20 (法定)	放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 【再掲】	【再掲】 20	子育て支援係
21	放課後児童デイサービス事業【再掲】	【再掲】 21	福祉係
24	子ども公民館【再掲】	【再掲】 24	社会教育係
4 (法定)	病児・病後児保育 【再掲】	【再掲】 4	子育て支援係

3 働く場づくり

町の人口増加策として定住促進と就労の場が重要です。企業支援・創業支援等の商工関連の支援制度の拡充や新規就農等起業支援により働く場の創出が必要で、特に、子育て家庭にとって働く場と家庭との距離が短いほど様々な活動における余裕がもてるようになります。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
94	企業立地促進・創業支援	企業立地および雇用の促進を図るため、企業が事業所などを新設等する場合の費用の一部を助成します。 また、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業を推進します。	商工観光係
95	企業支援	町独自の制度資金（融資制度、保証料の補給）の実施と、制度資金の一部について利子補給を行います。 また、企業の人材育成および雇用の促進を図るため、各種助成制度を実施します。	商工観光係
96	新規就農支援	新規就農にあたり、適切な営農指導が行われる体制をつくるとともに経営が成り立つ経営体となるよう支援します。	農政係

4 経済的支援策の充実

子育て家庭において、家計に占める子育て関連費用の割合は増加傾向にあるといわれています。子育てを社会全体で支えていく観点から、必要な支援を講じ負担軽減を図ります。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
97	子どもの医療費の助成（福祉医療費給付）	出生から18歳までの児童が、健康保険証を使って医療機関等にかかった医療費（診療代・薬代等）について、町が助成します。	福祉係
98	出生祝金の支給	新生児の健やかな成長を願い保護者に対して出生祝金を支給します。	子育て支援係
99	児童手当の支給	出生から中学校卒業までの児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給します。	子育て支援係
100	町内公立保育園の副食費の免除	町内公立保育園に通園する3歳以上児の副食費を免除します。	保育園係
101	特別支援教育就学奨励費支給	町立の小・中学校の特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者に対し、就学奨励費を支給します。	学校教育係

番号	事業名	事業内容	担当係
102	妊婦健康診査費用の助成	医療機関で受診する妊婦健診の自己負担分を軽減することで、健康診査を受診しやすくし、母体や胎児の健康確保と疾病の早期発見に努めます。	健康づくり係
103	不妊・不育治療費用の助成	不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図ります。	健康づくり係
104	要保護・準要保護児童生徒援助費支給	経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、経済的な支援を行います。	学校教育係
105	奨学金貸付事業	高等学校以上に在学する方に対して、無利子で奨学金を貸与します。	学校教育係
106	交通災害共済加入	保育園、小・中学校に通う児童または生徒の交通災害共済掛け金を町が負担します。	庶務係
107	スポーツ振興センター災害給付共済加入	保育園、小・中学校に通う児童または生徒のスポーツ振興センター災害給付共済掛け金を町が負担します。	保育園係 学校教育係
108	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当を支給します。	子育て支援係
109	ひとり親家庭の医療費の助成（福祉医療費給付）	ひとり親家庭が、健康保険証を使って医療機関等にかかった医療費（診療代・薬代等）について、町が助成します。	福祉係
110	遺児給付金の支給	父または母と死別された遺児の福祉増進のため遺児給付金を支給します。	子育て支援係
111	成長祝金	小・中学校等へ入学する際の経済的負担の軽減を図るとともに、児童の健全な成長を支援するため成長祝金を支給します。	子育て支援係
112	学校給食費の助成	保護者の経済的負担軽減を図るため、給食費の一部を助成します。	学校教育係
113	特別児童扶養手当の支給	障がいのある児童を養育している保護者に対し、特別児童扶養手当を支給します。	子育て支援係
114	妊婦歯科検診費の助成	妊婦の歯科検診受診料を助成します。	健康づくり係
115	新生児聴覚検査費の助成	新生児の聴覚検査受診料を助成します。	健康づくり係
116	産婦健康診査費の助成	産後2週と1か月後の産婦健康診査受診料を助成します。	健康づくり係
117	産後ケアのための医療機関受診料の助成	産後1年6か月以内の産婦を対象とした、産後ケアのための医療機関受診料を助成します。	健康づくり係

1 児童虐待防止対策の推進

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることがあってはならないという認識の下、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る体制を構築するとともに、情報の共有を図ります。また、児童虐待の発生を予防するため、母子保健活動や医療機関などとの連携を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するよう努めます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
118	児童虐待等防止のための早期発見・早期対応	各関係機関の連携を強化し、児童虐待や家庭内DV等の早期発見に努めるとともに、適切かつ迅速に対応します。	子育て支援係 人権政策係
119	DV相談支援事業	DVに起因する児童虐待（面前DV等）が増加傾向にあるため、相談窓口を設けるとともに保健福祉事務所などの関係機関と連携しながら適切かつ迅速に対応します。	人権政策係
120	要保護児童対策地域協議会	保健、福祉、医療、教育ならびに児童相談所・警察署など、児童問題に関する各機関の情報を共有し、虐待の防止、早期発見に努めるとともに、適切かつ迅速に対応します。	子育て支援係

2 障がい児施策の充実

障がいのある子どもとその保護者に関する施策の充実に努めます。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
13	障がい児保育【再掲】	【再掲】 13	保育園
14	オンリーワン支援事業【再掲】	【再掲】 14	保育園
121	学童クラブにおける障がい児の受け入れ	障がい児の受け入れに必要なスペースの確保など必要に応じた受入体制の整備を図ります。	子育て支援係
122	就学相談	学校生活（小・中学校）において配慮が必要な児童・生徒の就学の相談に応じ、必要な支援を図ります。	学校教育係 学校
123	障がい児タイムケア事業	一時的に介護を要する場合の預かりを実施します。	福祉係

番号	事業名	事業内容	担当係
21	放課後児童デイサービス事業【再掲】	【再掲】 21	福祉係
101	特別支援教育就学奨励費支給【再掲】	【再掲】 101	学校教育係
113	特別児童扶養手当の支給【再掲】	【再掲】 113	子育て支援係

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の割合が増加傾向にある中で、その家庭の児童の健全育成を図るためには、きめ細やかな福祉サービスの提供が必要です。特に、自立・就業の支援に重きを置き、関係機関と連携し施策を展開していく必要があります。また、ひとり親家庭がサービスを効率的に利用できるよう情報提供を図ります。

【主な事業】

番号	事業名	事業内容	担当係
124	ひとり親家庭の子育て支援	ひとり親家庭が利用できる各種制度の周知や情報提供に努めます。	子育て支援係
108	児童扶養手当の支給【再掲】	【再掲】 108	子育て支援係
109	ひとり親家庭の医療費の助成（福祉医療費給付）【再掲】	【再掲】 109	福祉係

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等

子ども・子育て支援法に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、子ども・子育てアンケート調査の結果や第1期計画の実績等を踏まえつつ、教育・保育と子育て支援の充実に向け、量の見込み（必要量）と、量の見込みに応じた確保方策（提供体制の確保の内容）等を設定します。

1 教育・保育提供区域と児童人口推計

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町の教育・保育提供区域は、事業の特性に応じて次のとおり設定します。

教育・保育提供区域：町内一円

(2) 児童人口推計

第2期計画における施策・事業、量の見込みを設定するにあたり、その前提となる児童の人口（0～15歳の若年人口）について、次のとおり推計します。

（単位：人）

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	48	46	45	44	42
1歳	50	50	48	47	46
2歳	56	50	50	48	47
3歳	58	58	52	52	50
4歳	60	58	58	52	52
5歳	71	60	58	58	52
6歳	85	72	61	59	59
7歳	85	85	72	61	59
8歳	71	86	86	73	62
9歳	96	71	86	86	73
10歳	83	97	72	87	87
11歳	95	83	97	72	87
12歳	90	95	83	97	72
13歳	84	90	95	83	97
14歳	80	84	90	95	83
15歳	75	80	84	90	95

（第2期計画策定に伴うこども課推計）

幼児期の教育や保育が人間形成に重要な役割を果たすことから、希望するすべての子どもが発達段階に応じた教育や保育を受けることができるよう、ニーズに即した体制を整備するとともに、質の向上を図る必要があります。

本町では国から示された基本指針等を踏まえ、幼児期の教育・保育について次のとおり「量の見込み」等を定めます。

(1) 対象事業

量の見込み並びに、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

◆ 幼児期の教育・保育

認定区分		対象事業	事業概要
1号認定	子どもが満3歳以上 保育の必要なし	幼稚園 認定こども園	幼稚園等で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号認定	子どもが満3歳以上 保育の必要あり	保育所 認定こども園	保育所等で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。
3号認定	子どもが満3歳未満 保育の必要あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業	保育所等で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）も、上記と同様の対応

(2) 量の見込みと確保方策等

幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 1号認定(3歳以上保育の必要なし)・2号認定(3歳以上幼児期の学校教育の利用希望)

1号認定及び2号認定(3歳以上幼児期の学校教育の利用希望)は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)等による確保方策等を次のとおり設定します。

(単位:人)

区分		年度		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
計画	量の見込み	19	19	18	18	18	24	22	21	21	20		
	1号認定	19	19	18	18	18	8	8	8	8	8		
	2号認定(3歳以上幼児期の学校教育の利用希望)						16	14	13	13	12		
	確保方策	19	19	18	18	18	24	22	21	21	20		
	特定教育・保育施設	19	19	18	18	18	3	3	3	3	3		
	確認を受けない幼稚園						21	19	18	18	17		
実績	実績値	27	24	23	20	20	-	-	-	-	-		
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-		
	確認を受けない幼稚園	27	24	23	20	20	-	-	-	-	-		
	実績/計画比	142.1%	126.3%	127.8%	111.1%	111.1%	-	-	-	-	-		

※2号認定(3歳以上幼児期における学校教育の利用希望)とは、確認を受けない幼稚園のうち、保育(預かり保育等)の必要な方。

② 2号認定(3歳以上保育の必要あり)

2号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)による確保方策等を次のとおり設定します。

(単位:人)

区分		年度		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
計画	量の見込み	210	206	193	206	209	163	152	145	139	132		
	確保方策	210	206	193	206	209	163	152	145	139	132		
	特定教育・保育施設	210	206	193	206	209	163	152	145	139	132		
	認可外保育施設												
実績	実績値	206	218	202	207	181	-	-	-	-	-		
	特定教育・保育施設	206	218	202	207	181	-	-	-	-	-		
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-		
	実績/計画比	98.1%	105.8%	104.7%	100.5%	86.6%	-	-	-	-	-		

③ 3号認定（0歳保育の必要あり）

3号認定（0歳）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所）等による確保方策等を次のとおり設定します。

(単位：人)

区分	年度	第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	14	14	14	14	14	3	3	3	3	3
	確保方策	14	14	14	14	14	3	3	3	3	3
	特定教育・保育施設	14	14	14	14	14	3	3	3	3	3
	地域型保育事業										
	認可外保育施設										
実績	実績値	0	2	0	3	4	-	-	-	-	-
	特定教育・保育施設	0	2	0	3	4	-	-	-	-	-
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
実績／計画比		0.0%	14.3%	0.0%	21.4%	28.6%	-	-	-	-	-

④ 3号認定（1・2歳保育の必要あり）

3号認定（1・2歳）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所）等による確保方策等を次のとおり設定します。

(単位：人)

区分	年度	第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	34	34	35	36	36	61	57	56	55	53
	確保方策	34	34	35	36	36	61	57	56	55	53
	特定教育・保育施設	34	34	35	36	36	61	57	56	55	53
	地域型保育事業										
	認可外保育施設										
実績	実績値	58	73	54	50	63	-	-	-	-	-
	特定教育・保育施設	58	73	54	50	63	-	-	-	-	-
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
実績／計画比		170.6%	214.7%	154.3%	138.9%	175.0%	-	-	-	-	-

3

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業とは、各市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援事業です。

本町では国から示された基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等を定めます。

(1) 対象事業

量の見込み並びに、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

◆ 地域子ども・子育て支援事業のメニュー

対象事業		事業概要
1	利用者支援事業	子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、情報提供と助言、また関係機関との連絡調整を総合的に行う事業
2	延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、認定保育時間を超えた延長保育を行う事業
3	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に支援員を配置して遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業
4	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について児童養護施設等において必要な保護を行う事業
5	乳児家庭全戸訪問事業	すべての出生児を対象として、保健師が訪問し、乳児・産婦の観察や保健指導と、育児相談を行い、併せて健診や予防接種のお知らせを行う事業
6	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
7	地域子育て支援拠点事業	公共施設や、保育所等において行う子育て支援事業
8	一時預かり事業	保護者の就労、傷病・入院、災害・事故、心理的・肉体的負担解消のための一時的な保育ニーズに対応し実施する預かり事業
9	病児・病後児保育事業	病院・保育所等付設の専用スペース等で看護師・保育士が一時的に保育する事業
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域において子育てを手助けしてほしい人（依頼会員）と、子どもを預かるなどの育児を手伝いたい人（援助会員）とを組織化し、子どもの預かり等のサービスを実施する事業
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者が特定教育・保育施設等に対して支払うべき物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や給食費（副食費）を助成する事業（地域の実情に応じて実施します。）
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

(2) 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 利用者支援事業

利用者支援事業は、子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、情報提供と助言、また関係機関との連絡調整を総合的に行う事業です。

本町では担当課窓口において教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援を行い事業の充実に努めます。

② 延長保育事業

保育標準時間認定は 11 時間、保育短時間認定は 8 時間の保育時間の前後にかかる保育需要への対応を図る事業です。町内 3 公立保育園で対応します。

◆ 延長保育事業

(単位:人)

区分	年度	第 1 期					第 2 期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31 (令和元) 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計 画	量の見込み	45	45	45	45	45	143	137	136	136	133
	確保方策	45	45	45	45	45	143	137	136	136	133
	栄保育園	15	15	15	15	15	52	50	50	50	49
	海瀬保育園	15	15	15	15	15	51	50	50	50	49
	八千穂保育園	15	15	15	15	15	40	37	36	36	35
実 績	実績値	144	160	130	152		-	-	-	-	-
	栄保育園	55	63	35	57		-	-	-	-	-
	海瀬保育園	46	58	55	57		-	-	-	-	-
	八千穂保育園	43	39	40	38		-	-	-	-	-
実績/計画比		320.0%	355.6%	288.9%	337.8%		-	-	-	-	-

(資料：保育園係 (各年度実人数))

③ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に支援員を配置して遊びや生活の場を提供し児童の健全育成を図る事業です。

佐久穂小学校区では当面 2 箇所、その他、第 2 期計画期間中に民間による開設を想定しています。

◆ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

(単位:人)

区分		年度		第 1 期					第 2 期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31 (令和元) 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
計画	量の見込み	120	120	120	120	120	250	250	230	230	230		
	確保方策	120	120	120	120	120	250	250	230	230	230		
	施設	佐久穂クラブ	80	80	80	80	80	180	180	170	170	170	
		しらかばクラブ	40	40	40	40	40	40	40	30	30	30	
		民間クラブ						30	30	30	30	30	
	学年	小学 1 年生	-	-	-	-	-	54	48	40	40	40	
		小学 2 年生	-	-	-	-	-	47	52	43	37	38	
		小学 3 年生	-	-	-	-	-	38	47	45	41	36	
		小学 4 年生	-	-	-	-	-	48	35	42	45	40	
		小学 5 年生	-	-	-	-	-	34	43	30	41	42	
		小学 6 年生	-	-	-	-	-	29	25	30	26	34	
実績	実績値	176	141	188	198	200	-	-	-	-	-		
	佐久穂クラブ	105	90	142	151	163	-	-	-	-	-		
	しらかばクラブ	71	51	46	47	37	-	-	-	-	-		
実績/計画比		146.7%	117.5%	156.7%	165.0%	166.7%	-	-	-	-	-		

(資料：子育て支援係（各年度 4 月 1 日現在登録者数）)

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

◆ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(単位:人日/年)

区分		年度		第 1 期					第 2 期				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31 (令和元) 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
計画	量の見込み	-	-	-	-	-	3	3	3	3	3		
	確保方策	-	-	-	-	-	3	3	3	3	3		
実績	実績値	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
	実績/計画比	-	-	-	-		-	-	-	-	-		

(資料：子育て支援係（各年度延べ人数）)

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月以内の乳児のいる家庭を助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

本町では、地区担当の保健師が、生後1か月前後で訪問します。

◆ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)

年度		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	75	75	75	75	75	48	46	45	44	42
	確保方策(実施体制)	7	7	7	7	7	48	46	45	44	42
実績	実績値	60	51	53	48		-	-	-	-	-
実績/計画比		80.0%	68.0%	70.7%	64.0%		-	-	-	-	-

(資料:健康づくり係(各年度実人数))

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、⑤乳児家庭全戸訪問事業を実施した結果、特に養育支援が必要な家庭を再度訪問して、保護者の育児、家事等の相談や支援を行う事業です。

◆ 養育支援訪問事業

(単位:人)

年度		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
	確保方策	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
実績	実績値	1	2	2	3		-	-	-	-	-
実績/計画比		100.0%	200.0%	200.0%	300.0%		-	-	-	-	-

(資料:健康づくり係(各年度実人数))

⑦ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。基本的な事業として、「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子育てに関する講習」等があります。

◆ 地域子育て支援拠点事業

(単位：人回／年)

区分	年度	第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	7,620	7,720	7,315	7,105	7,125	3,050	2,950	2,900	2,850	2,800
	確保方策	7,620	7,720	7,315	7,105	7,125	3,050	2,950	2,900	2,850	2,800
	両親学級 ^{※1} ・妊婦教室	70人/9回	70人/9回	70人/9回	70人/9回	70人/9回	12人/3回	12人/3回	12人/3回	12人/3回	12人/3回
	ママのクッキング教室 ^{※2}	70人/5回	70人/5回	75人/5回	70人/5回	70人/5回	28人/4回	28人/4回	27人/4回	27人/4回	26人/4回
	子育てランド ^{※3}	530人/15回	550人/15回	520人/15回	520人/15回	520人/15回	220人/11回	200人/11回	195人/11回	190人/11回	180人/11回
	母乳・ミルク相談 ^{※4}	30人/20回	20人/20回	20人/20回	25人/20回	25人/20回	-	-	-	-	-
	あそびの広場 ^{※5}	880人/15回	810人/15回	830人/15回	820人/15回	840人/15回	360人/11回	345人/11回	340人/11回	320人/11回	320人/11回
	キッズランド ^{※6}	3500人	3600人	3200人	3000人	3000人	780人	760人	750人	735人	725人
	こどもセンター(児童館)相談事業等 ^{※7}	250人/50回	300人/50回	300人/50回	300人/50回	300人/50回	1,090人/40回	1,063人/40回	1,054人/40回	1,051人/40回	1,042人/40回
	園庭開放 ^{※8}	700人/24回	700人/24回	700人/24回	700人/24回	700人/24回	50人/12回	50人/12回	50人/12回	50人/12回	50人/12回
	保育相談	600人	600人	600人	600人	600人	260人	242人	232人	225人	215人
	未就園児交流	1000人/24回	1000人/24回	1000人/24回	1000人/24回	1000人/24回	250人/24回	250人/24回	240人/24回	240人/24回	230人/24回
実績	実績値	4,007	3,920	4,035	3,316	3,183	-	-	-	-	-
	両親学級 ^{※1} ・妊婦教室	42人/9回	37人/9回	19人/3回	13人/3回	13人/3回					
	ママのクッキング教室 ^{※2}	52人/5回	35人/5回	32人/5回	30人/5回	30人/4回					
	子育てランド ^{※3}	398人/15回	414人/15回	447人/15回	274人/12回	250人/11回					
	母乳・ミルク相談 ^{※4}	19人/15回	13人/15回	16人/15回	1人/12回	-					
	あそびの広場 ^{※5}	702人/16回	428人/13回	375人/14回	407人/11回	400人/11回					
	キッズランド ^{※6}	2075人	2157人	1891人	880人	800人					
	こどもセンター(児童館)相談事業等 ^{※7}	-	235人/12回	646人/46回	1103人/49回	1100人/43回					
	園庭開放 ^{※8}	117人/36回	74人/36回	74人/12回	45人/12回	50人/12回					
	保育相談	305人	325人	295人	301人	290人					
	未就園児交流	297人/24回	202人/24回	240人/24回	262人/24回	250人/24回					
	実績/計画比	52.6%	50.8%	55.2%	46.7%	44.7%					
主な実施場所						保育園・こどもセンター・八千穂福祉センター・茂来館					

(資料:健康づくり係・子育て支援係・保育園係(各年度延べ人数))

※1 第1期の値には、平成29年度で事業終了した「両親学級」分も含む

※2 旧名称:「子育てママの料理教室」

※3 0歳児対象事業。

※4 平成30年度で事業終了。

※5 1・2歳児対象事業。

※6 祝日を除く平日に開設。

※7 児童館からこどもセンターへ施設名称変更。数値はセンター行事・すくすくTIME・読み聞かせ・就労相談の4事業。

※8 平成29年度からは海瀬保育園のみ実施。

⑧ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児を、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

本町では町内3公立保育園で対応します。

◆ 保育所での一時預かり事業

(単位:人日/年)

区分		年度		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
計画	量の見込み	3	3	3	3	3	77	73	71	69	67		
	確保方策	3	3	3	3	3	77	73	71	69	67		
実績	実績値	145	89	68	108		-	-	-	-	-		
	実績/計画比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(資料:保育園係(各年度延べ人数)(第1期計画における計画値は実施施設数))

⑨ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、児童が発熱等の病気の場合、または病気の回復期に病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

本町では、平成28年度から事業開始となっています。

◆ 病児・病後児保育事業

(単位:人日/年)

区分		年度		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
計画	量の見込み		3	3	3	3	15	15	15	15	15		
	確保方策		3	3	3	3	15	15	15	15	15		
	病児保育事業		3	3	3	3	15	15	15	15	15		
	病後児保育事業												
実績	実績値		7	4	15		-	-	-	-	-		
	病児保育事業		7	4	15		-	-	-	-	-		
	病後児保育事業						-	-	-	-	-		
実績/計画比			233.3%	133.3%	500.0%		-	-	-	-	-		

(資料:子育て支援係(各年度延べ人数))

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て援助活動支援事業は、児童の預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

◆ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

（単位：人日/年）

年度		第1期					第2期				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3
	確保方策	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3
実績	実績値	53	93	14	4		-	-	-	-	-
	実績/計画比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（資料：社会福祉協議会（各年度延べ人数：実績値にはイベント等での託児を含みます。））

⑪ 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査（健康状態の把握、検査計測、保健指導、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査等）を実施する事業です。

◆ 妊婦健康診査

年度		第1期（単位：人）					第2期（単位：人回/年）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	75	75	75	75	75	1,104	1,058	1,035	1,012	966
	確保方策	75	75	75	75	75	1,104	1,058	1,035	1,012	966
実績	実績値	61	51	57	48		-	-	-	-	-
	参考：健診回数	1,022	1,186	1,094	969		-	-	-	-	-
実績/計画比		81.3%	68.0%	76.0%	64.0%		-	-	-	-	-

（資料：健康づくり係（第1期計画各年度実人数・第2期計画各年度延べ回数））

1 協働による推進

第2期計画の推進にあたっては、家庭は教育の原点であり、「保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、子ども自身とすべての子育て家庭を支援する施策を、家庭と地域、行政が協働しながら、計画的に取り組みを進めていくものであります。

子育て支援を総合的に行うために、子育て支援部門、福祉部門、保健部門だけでなく、教育、男女共同参画、住宅・まちづくり、生活環境などの様々な部門および地域コミュニティを形成している住民組織や子育てサークル、企業、県の関係機関等との連携が不可欠です。

また、子ども・子育てに関する取り組みは、子育て中の家庭ばかりではなく、様々な立場のみなさんが考え、取り組む課題です。そこで、事業の実施や推進のためのネットワークの構築をはじめ、あらゆる場面で住民が主体的に取り組み、きめ細やかな育成支援が展開できるよう、広く意見を募り、計画の円滑な進行管理を行っていきます。

2 子育て支援施策の周知方法

第2期計画に記載された子育て支援施策については、町ホームページに掲載するなどあらゆる機会をとらえて周知を図ります。

3 計画の進捗状況の把握

第2期計画の推進にあたっては、各年度において実施状況を把握・点検し、計画との整合性を確認していく必要があります。

そこで、計画の実施状況を把握・点検するとともに、その結果、計画の見直しなどが必要になった場合は、「子ども・子育て審議会」に諮りながら、適切な子育て支援施策を展開していきます。

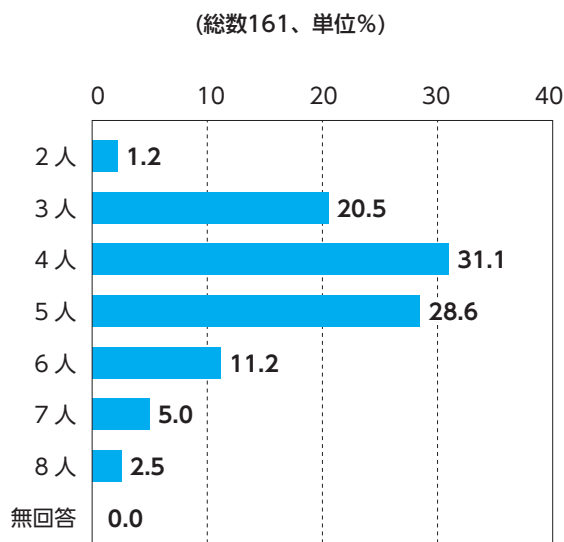
資料編

1 子ども・子育てアンケート調査の結果概要

第2期計画策定の基礎資料とするため実施した、子ども・子育てアンケートの調査結果概要については、次のとおりです。

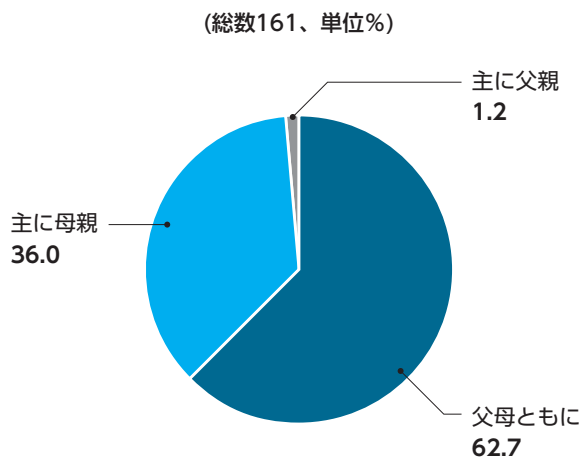
<就学前の乳幼児の保護者向けアンケート>

【同居家族の人数】



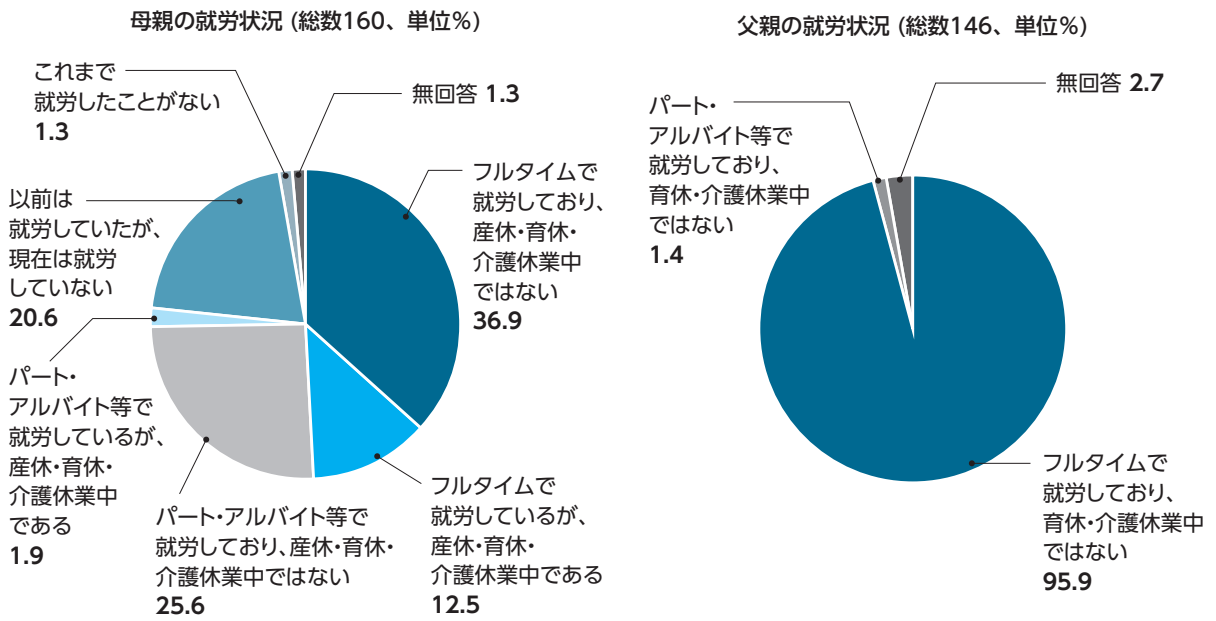
○子どもも含めた家族の人数は、「4人」が31.1%で最も多く、次いで「5人」が28.6%、「3人」が20.5%などとなっています。

【子育てを主に行っている方】



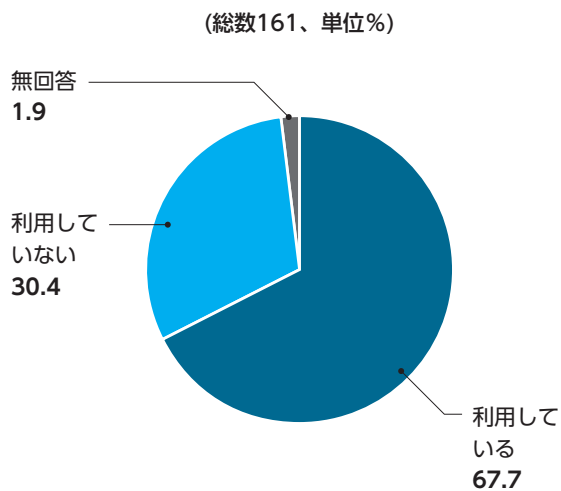
○「父母ともに」が62.7%で最も多く、「主に母親」が36.0%、「主に父親」が1.2%となっています。

【父母の就労状況】



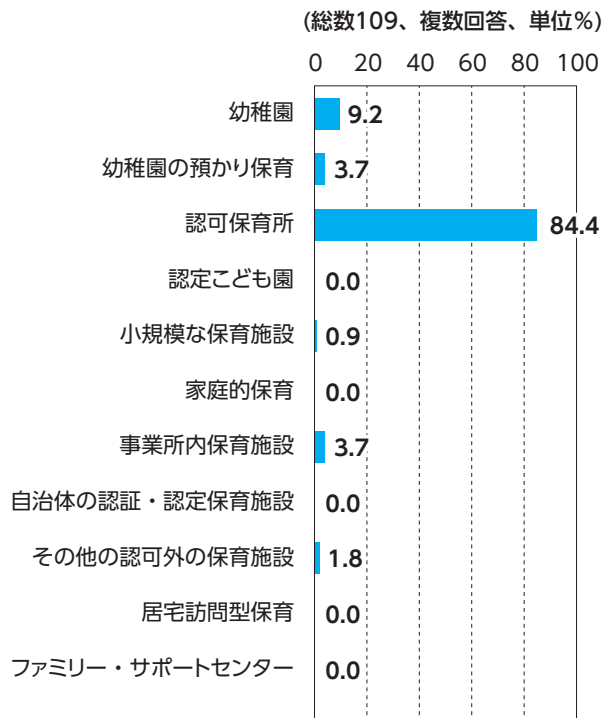
○フルタイム就労がほとんどの父親に比べ、母親はパート等、多様な就労等の状況にあります。

【「定期的な教育・保育事業」利用の有無】



○「利用している」が67.7%、「利用していない」が30.4%となっています。

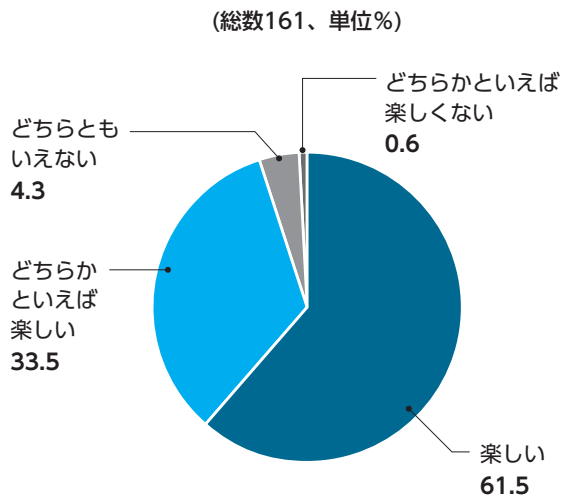
【利用している定期的な教育・保育事業】



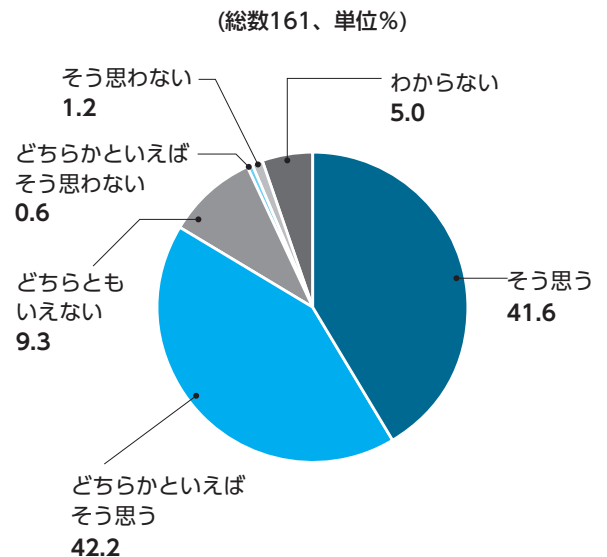
○「認可保育所」が84.4%で大半を占めています。「幼稚園」が9.2%、「幼稚園の預かり保育」と「事業所内保育施設」がともに3.7%みられます。

【子育ては楽しいですか】

【佐久穂町は、子育てをしやすいまちだと思いますか】

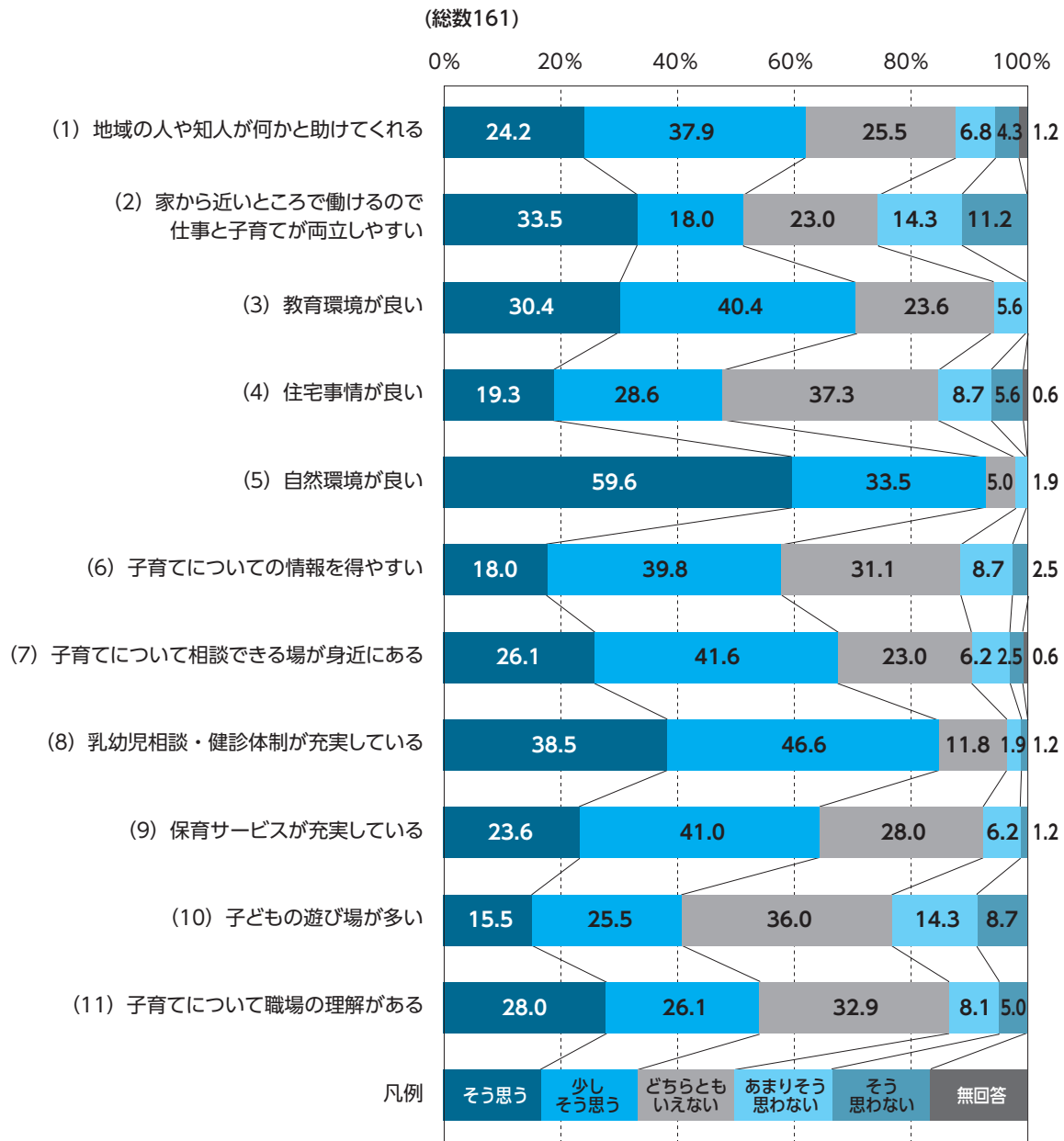


○「楽しい」が61.5%で最も多く、次いで「どちらかといえば楽しい」が33.5%、「どちらともいえない」が4.3%、「どちらかといえば楽しくない」が0.6%となっています。



○「どちらかといえばそう思う」が42.2%で最も多く、次いで「そう思う」が41.6%、「どちらともいえない」が9.3%などとなっています。

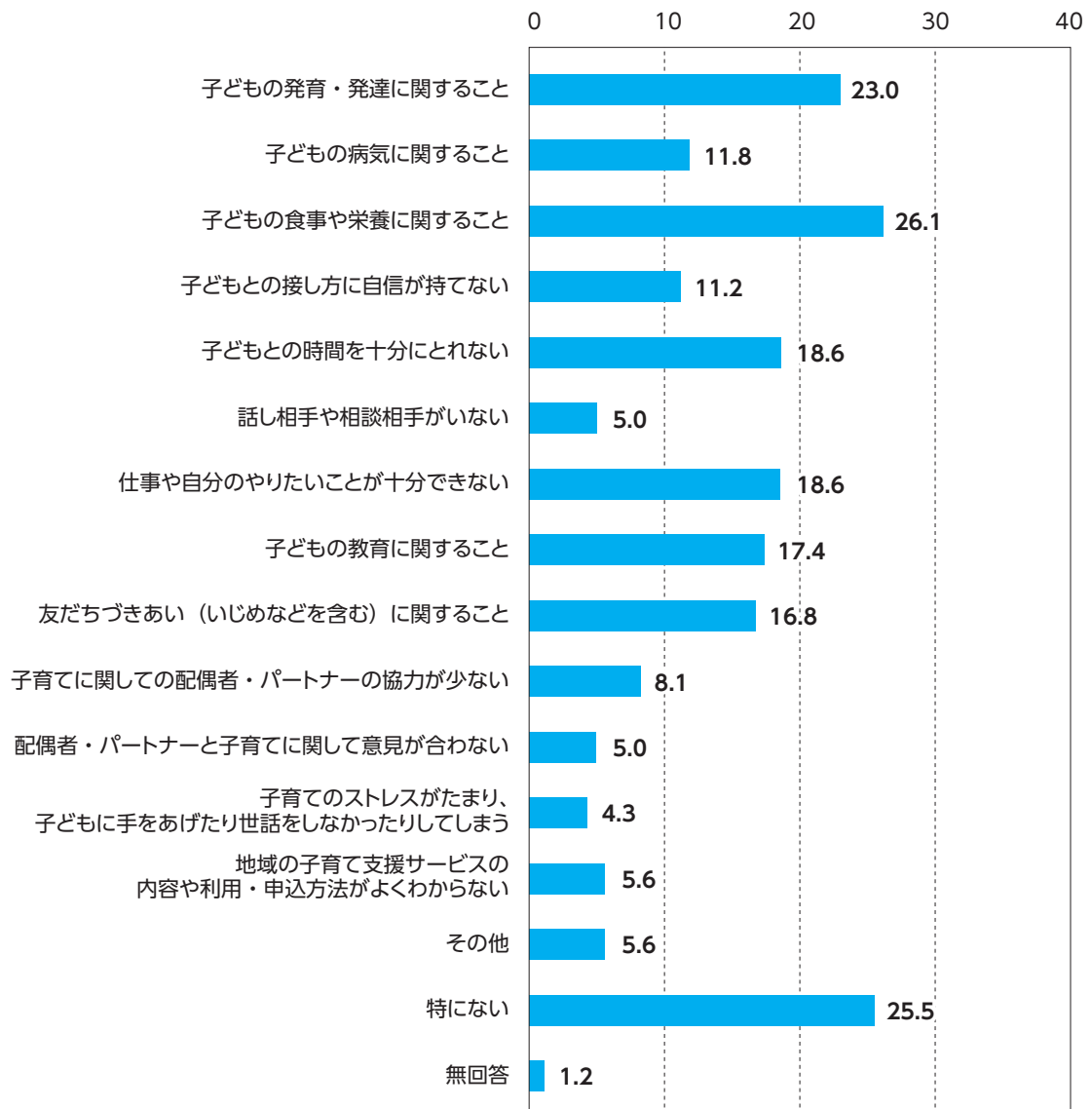
【現在の佐久穂町の環境について】



○「そう思う」「少しそう思う」合わせて最も多いのが「(5) 自然環境が良い」(93.1%)、次いで「(8) 乳幼児相談・健診体制が充実している」(85.1%)、「(3) 教育環境が良い」(70.8%)など、逆に「あまりそう思わない」「そう思わない」合わせて最も多いのが「(2) 家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」(25.5%)、次いで「(10) 子どもの遊び場が多い」(23.0%)、「(4) 住宅事情が良い」(14.3%)などとなっています。

【子育てに関して悩んでいること、気になること】

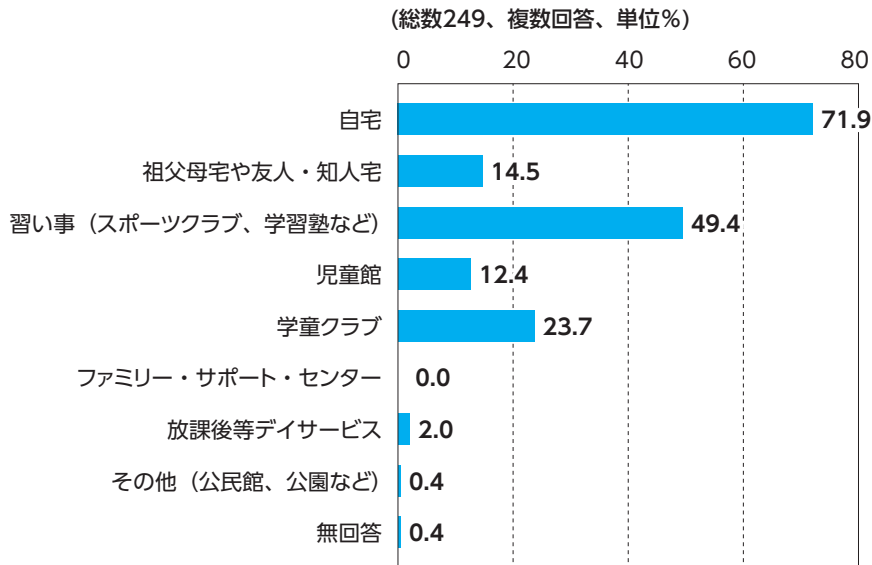
(総数161、複数回答、単位%)



○「子どもの食事や栄養に関すること」が26.1%で最も多く、次いで「特にない」が25.5%、「子どもの発達に関すること」が23.0%などとなっています。また、「子どもとの時間を十分にとれない」(18.6%)、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」(18.6%)、「子どもの教育に関すること」(17.4%)、「友だちづきあい (いじめなどを含む) に関すること」(16.8%) がほぼ同率で並んでいます。

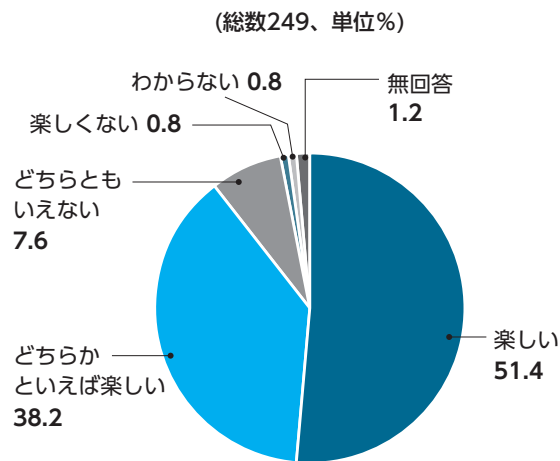
<小学生の保護者向けアンケート>

【お子さんの放課後の過ごし方】



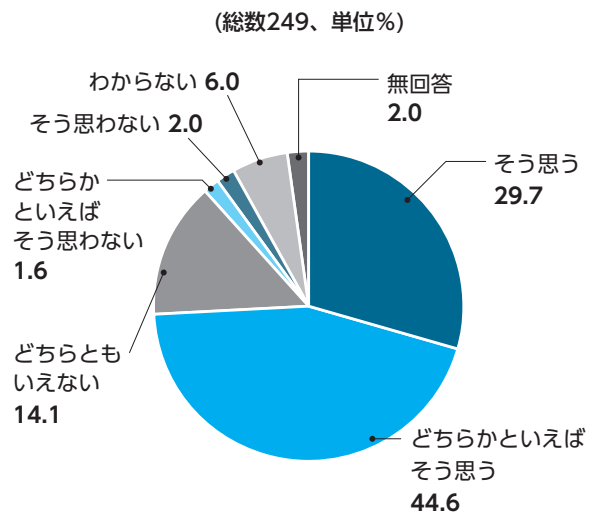
○「自宅」が71.9%で最も多く、次いで「習い事 (スポーツクラブ、学習塾など)」が49.4%、「学童クラブ」が23.7%などとなっています。

【子育ては楽しいですか】



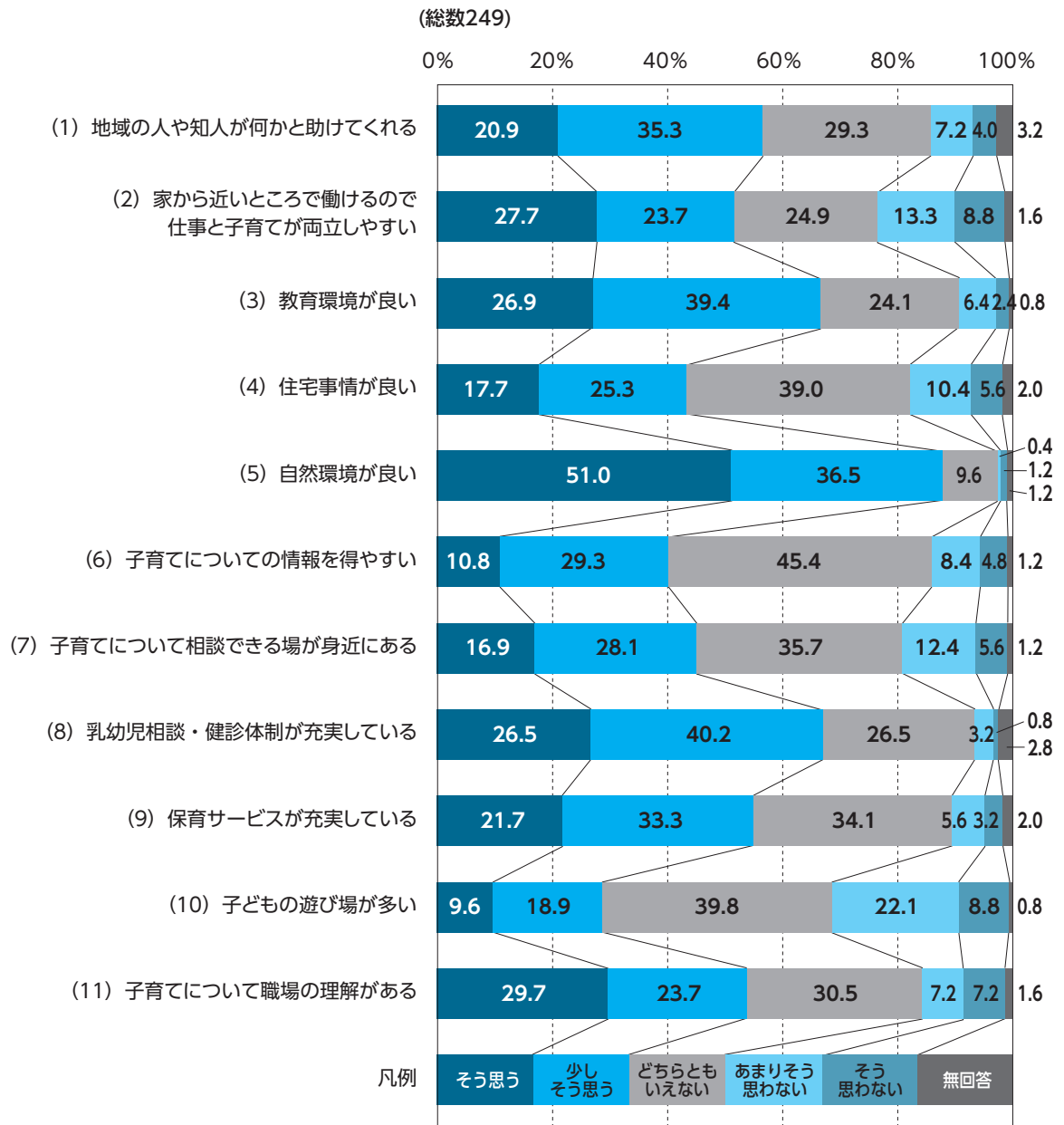
○「楽しい」が51.4%、「どちらかといえば楽しい」が38.2%で、合わせて89.6%が楽しいと回答しています。「楽しくない」は0.8% (2人) となっています。

【佐久穂町は、子育てをしやすいまちだと思いますか】



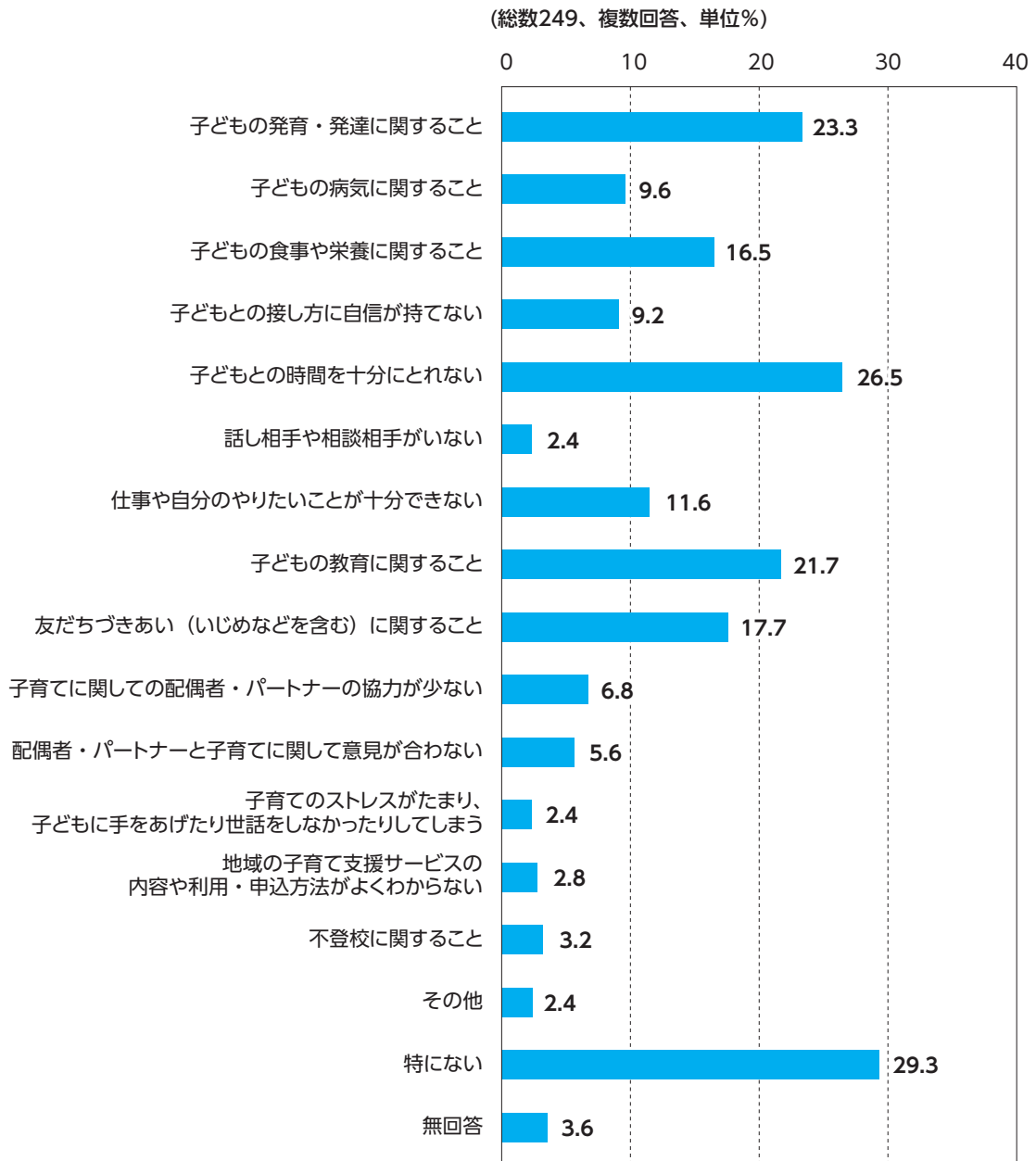
○「そう思う」が29.7%、「どちらかといえばそう思う」が44.6%で、合わせて74.3%がそう思うと回答しています。「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせると3.6%がそう思わないと回答しています。

【現在の佐久穂町の環境について】



○「そう思う」と「少しそう思う」を合わせると、「(5) 自然環境が良い」が87.5%で最も多く、次いで「(8) 乳幼児相談・健診体制が充実している」が66.7%、「(3) 教育環境が良い」が66.3%などとなっています。逆に「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせると、「(10) 子どもの遊び場が多い」が30.9%で最も多く、次いで「(2) 家から近いところで働けるので仕事と子育てが両立しやすい」が22.1%、「(7) 子育てについて相談できる場が身近にある」が18.0%などとなっています。

【子育てに関して悩んでいること、気になること】



○「特にない」が29.3%で最も多く、次いで「子どもとの時間を十分にとれない」が26.5%、「子どもの発達に関すること」が23.3%、「子どもの教育に関すること」が21.7%などとなっています。

2

策定の経緯

年	月日	項目	内容
平成30年 (2018年)	12月	子ども・子育てアンケートの実施	子ども・子育てに関するニーズ等、第2期計画策定の基礎情報とするため実施
令和元年 (2019年)	5月	第2期計画策定に伴うニーズ量調査 ・県提出（第1回）	子ども・子育てに関する量の見込み等について
	9月25日	第1回佐久穂町子ども・子育て審議会	アンケート結果や子ども・子育てを取り巻く現状等について
	11月	第2期計画策定に伴うニーズ量調査 ・県提出（第2回）	子ども・子育てに関する量の見込み等について
	11月29日	第2回佐久穂町子ども・子育て審議会	第2期計画（案）等について
令和2年 (2020年)	1月27日	第3回佐久穂町子ども・子育て審議会	第2期計画（案）等について
	2月	第2期計画策定に伴うニーズ量調査 ・県提出（第3回）	子ども・子育てに関する量の見込み等について
	3月2日	答申	第2期計画書 答申
	4月 (予定)	住民への周知	第2期計画概要版 全戸配布

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、佐久穂町子ども・子育て審議会（以下「子ども・子育て審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て審議会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 行政関係機関及び関係団体の者
- (3) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て審議会の庶務は、こども課において処理する。

(補則)

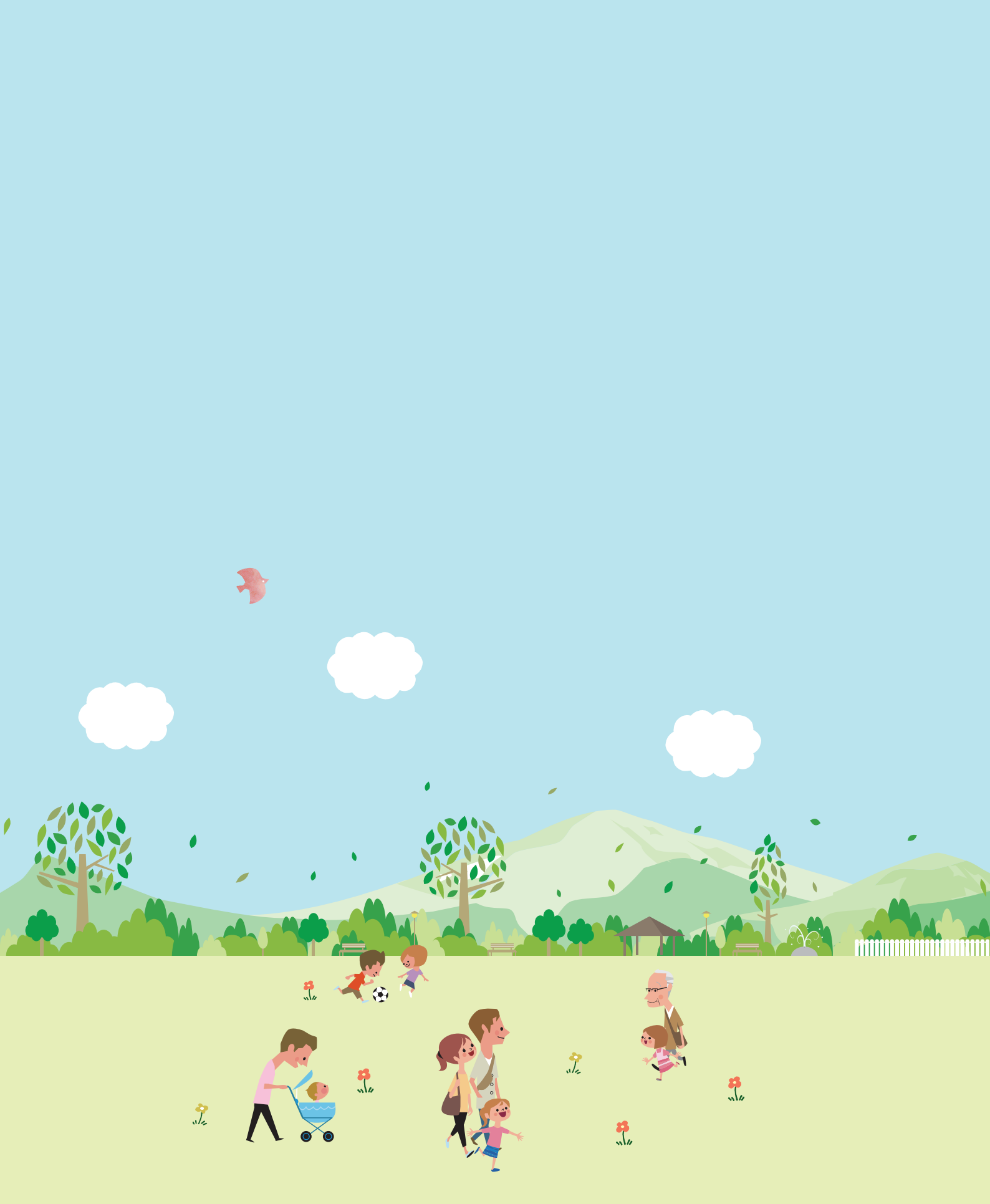
第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

4

佐久穂町子ども・子育て審議会委員

任期：令和元年9月25日～令和3年9月24日

氏名	所属団体等	備考
田邊 佳代子	NPO法人まんま	
小林 昭寛	佐久保健福祉事務所	
佐藤 恭博	民生児童委員協議会	会長
小林 幹知	佐久穂中学校	
坪田 利彦	佐久穂小学校	
由井 初代	社会教育委員兼公民館運営審議委員	副会長
内藤 葉月	佐久穂町役場 健康福祉課	
伊藤 拓	佐久穂町社会福祉協議会	
菊池 元美	手をつなぐ育成会	
志富 茂夫	佐久穂町こどもセンター	
富岡 誠	佐久穂中学校PTA	
西部 元和	佐久穂小学校PTA	
菊原 鮎美	海瀬保育園保護者会	
西村 佳壽子	公募	
井出 義恵	公募	



第2期 さくほまち 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 佐久穂町教育委員会 こども課 子育て支援係

長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地

TEL 0267-86-2525 (代表) FAX 0267-86-2633